

平成 29 年

三重県議会定例会会議録

(12 月 4 日)
(第 28 号)

平成29年

三重県議会定例会会議録

第 28 号

○平成29年12月4日（月曜日）

議事日程（第28号）

平成29年12月4日（月）午前10時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 49名

1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 本	里 香
5	番	岡 野	恵 美
6	番	倉 本	崇 弘
7	番	稲 森	稔 尚
8	番	野 村	保 夫
9	番	下 野	幸 助
10	番	田 中	智 也
11	番	藤 根	正 典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	大久保	孝栄
21	番	東	豊
22	番	山内	道明
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	北川	裕之
28	番	村林	聡人
29	番	小林	正男
30	番	服部	富児
31	番	津田	健規
32	番	中嶋	年介
33	番	奥野	英広
34	番	今井	智隆
35	番	長田	隆尚
36	番	舘	直人
37	番	日沖	正信
38	番	前田	剛志
39	番	舟橋	裕幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田	圭 司
書 記 (事務局次長)	岩 崎	浩 也
書 記 (議事課長)	柘 屋	眞
書 記 (企画法務課長)	稲 垣	雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課主幹)	西	典 宏
書 記 (議事課主幹)	松 本	昇

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	渡 邊	信一郎
副 知 事	稲 垣	清 文
危機管理統括監	服 部	浩
防災対策部長	福 井	敏 人
戦略企画部長	西 城	昭 二

総務部長	嶋田 宜浩
健康福祉部長	田中 功
環境生活部長	井戸畑 真之
地域連携部長	鈴木 伸幸
農林水産部長	岡村 昌和
雇用経済部長	村上 亘
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	松田 克己
健康福祉部子ども・家庭局長	福永 和伸
環境生活部廃棄物対策局長	中川 和也
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
雇用経済部観光局長	河口 瑞子
企業庁長	山神 秀次
病院事業庁長	長谷川 耕一
会計管理者兼出納局長	城本 曉
教 育 長	廣田 恵子
公安委員会委員	岡本 直之
警察本部長	難波 健太
代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	水島 徹
人事委員会委員長	竹川 博子
人事委員会事務局長	山口 武美

選挙管理委員会委員

野田 恵子

労働委員会事務局長

永田 慎吾

午前10時0分開議

開 議

- 議長（舟橋裕幸） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

- 議長（舟橋裕幸） 日程に入るに先立ち、報告いたします。
例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で、報告を終わります。

質 問

- 議長（舟橋裕幸） 日程第1、県政に対する質問を行います。
通告がありますので、順次、発言を許します。17番 田中祐治議員。
〔17番 田中祐治議員登壇・拍手〕

- 17番（田中祐治） おはようございます。松阪市選出、自民党の田中祐治でございます。今日は松阪木綿のネクタイを締めてやってまいりました。かの有名な御木本幸吉氏は、世界中の女性の首を真珠のネックレスでしめる、そんな名言を残したわけでございますが、私は世界中の男性の首を、この松阪木綿でしめてみたいと、そんなふうに思っております。

今日は、この一般質問におきまして、執行部の皆さん方の首を絞めるというようなことは一切ございませんので、どうぞ前向きな御答弁を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして4項

目にわたって御質問をさせていただきます。

まず初めに、所有者不明土地について2点、お伺いをいたします。

1点目として、所有者不明土地における国の動向及び県の対応についてありますが、不動産登記簿が適切に更新されないため、所有者が直ちに判明しない、いわゆる所有者不明土地が日本の各地で増え続けております。この所有者不明土地は、災害復旧、道路整備、山林管理、農地の集約、地籍調査、土地区画整理といった公共事業を行う場合や、民間においての土地の有効利用や活用を進める上で大きな障害となっております。

今年の6月26日、増田寛也元総務大臣らによる民間有識者でつくる所有者不明土地問題研究会は、日本全国で所有者不明土地が約410万ヘクタールに達するという推測結果を発表いたしました。これは九州の368万ヘクタールを上回る面積になります。

そしてまた、10月26日には、2040年には所有者がわからない土地の増加を含めると、全国で約720万ヘクタールに達する可能性があるとの推計も発表いたしました。これは北海道の約9割の面積に達します。

その研究会によりますと、所有者不明土地が障壁となり、公共事業が停滞したり土地が荒廃したりするなど、2017年から2040年の経済損失は累計で約6兆円に上ると試算をされております。

一体、なぜこのような問題が起こるのか。この大きな要因に、相続未登記の問題があります。一般に、土地や家屋の所有者が死亡すると、新たな所有者となった相続人は相続登記を行い、不動産登記簿の名義を先代から自分に書きかえる手続きを行います。

しかし、相続登記は義務でないため、名義変更の手続きを行うかどうか、そしてまた、いつ行うかは相続人の判断に委ねられております。また、登記をした後に、所有者が転居した場合も住所変更を届け出る義務もありません。

相続登記にかかる手間や費用は土地の資産価値に関係なく発生し、場合によっては、土地の資産価値に対して負担のほうが大きくなる可能性があります。そのため、相続登記が行われなければ、不動産登記簿上の名義は死

亡者のまま、実際には相続人の誰かがその土地を利用している、そのような状態になります。

今後、高齢化の進展による相続件数の増加や地方から都市への人口移動などにより、所有者不明土地や空き家はさらに増加していくことが推定されております。現在、国において所有者不明土地に関して、法制化の検討を進めているというふう聞いております。国の動向及び県の対応についてお伺いをいたします。

〔鈴木伸幸地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（鈴木伸幸）** 所有者不明土地におけます国の動向と県の対応について御質問をいただきました。

議員からもお話がございましたように、所有者不明土地は、公共事業ですとか民間の事業におきまして、その土地を取得、利用しようとする際に、所有者の探索等に多大な時間ですとかコストを費やすことになりまして、事業推進を阻害する要因の一つとなっておりますのでございます。

所有者不明土地問題の対応策につきましては、国におきまして平成27年4月に、所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会が設置され、検討が始められました。

今年、平成29年6月9日には、経済財政運営と改革の基本方針2017、いわゆる骨太の方針2017が閣議決定されまして、所有者不明土地を公益的目的のために利用可能とする新たな仕組みの構築ですとか、長期間相続登記が未了の土地の解消を図るための方策等、必要となる法律を来年の通常国会に提出することを目指すこととなっております。

そのため、国では今年の8月に国土審議会土地政策分科会特別部会が設置されまして、所有者不明土地問題に関する制度の方向性等について検討が行われておるところでございまして、明日でございしますが、第3回目の特別部会が開催をされまして、中間とりまとめが行われるということとなっております。

中間とりまとめの内容につきましては、現時点では公表はされておりませ

んが、先ごろの報道によりますと、自治体の土地取得などで所有者を探す際に、固定資産税の納税者の情報を使えるようにすることですとか、所有者不明土地であってもNPOなどが供託金を収めることで暫定的に5年以上土地を利用できるようにすること、公共事業で土地を収用する際の手続を簡略化することなどが盛り込まれておるようでございまして、国では、こうした内容を反映させた新法案を提出するというところでございます。

県といたしましても、所有者不明土地の問題につきましては、公共事業や民間の事業を円滑に進めるため、早急に対応しなければならない重要な課題であると認識をしております。

ただ、明日公表されます予定の中間とりまとめにつきましては、あくまでも中間案ということでございまして、法案提出に向けての検討が今後も続けられることから、引き続き、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

来年の通常国会において、新たな法案が出されるというような御報告であったかというように思います。それに準じて県のほうも対応していただけるというような御答弁をいただきました。ありがとうございます。

次でありますけども、2点目として地籍調査の促進についてお伺いをさせていただきます。

地籍調査に関しましては昨年の12月、自民党の村林議員が森林境界の明確化について御質問をされておりますので、重複しないようにお伺いをさせていただきます。

地籍調査は、国土調査法に基づく国土調査の一つであり、主に市町村が主体となって一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するものでございます。

この地籍調査は昭和26年に開始されましたが、平成29年3月末における都

道府県別の進捗率は、沖縄県及び佐賀県の99%に次いで青森県が93%で、全国平均の進捗率は52%となっております。

そんな中で三重県の進捗率はわずか9%で、京都府の8%に次いで全国ワースト2位という状況でございます。

県内の土地区画整理がされることは、三重県における公共事業の予算、工期の短縮にもつながります。そしてまた、災害、天災、地形変動にも耐え得る地図を完備することで、災害時に迅速な復旧が可能となることや、都市計画や民間開発等の期間や費用が縮小され、不動産取引の円滑化、かつ不動産価値の向上が図られることのメリットがございます。

法務省では、全国で平成27年度から始まった登記所備付地図作成作業第2次10か年計画のもとで、従来計画よりも拡大した面積で登記所備付地図整備事業を実施することといたしております。

県では地籍調査を促進するために、三重県民力ビジョン・第二次行動計画や地域防災計画に掲げ推進しておりますことは十分承知をさせていただいておりますが、県内市町におきましての進捗率は、志摩市の48.7%から熊野市の0.86%と大きな開きがございます。そしてまた、中には県内4市町において、現在地籍調査を休止しているところもあるわけでございます。

こうした温度差がかなりあるように感じさせていただいておりますが、そこでお伺いをしたいと思います。

地籍調査の進捗率が99%の都道府県がある中で、三重県はなぜ9%しか進んでいないのか。この要因はどこにあるのか。そして今後、県としてどのように地籍調査を促進されていくのか、お伺いをいたします。

〔鈴木伸幸地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（鈴木伸幸） 三重県の地籍調査の進捗率が低い理由、要因と今後の対応につきまして御質問いただきました。

本県では地籍調査の促進に向けまして、国の補助事業でございます地籍調査事業ですとか社会資本整備円滑化地籍整備事業などに取り組んでおります。

また、国土交通省や法務省におきましても地籍調査に関する直轄事業に取

り組んでいただいておりますが、本県における地籍調査の進捗率は平成28年度末で9.4%ということで、全国平均の52%に比べまして極めて低い状況にあるということでございます。

事業進捗が遅れております要因といたしましては、本県の場合、全国に比べまして事業着手が遅かったことや、市町の財政状況や職員数の制約などによりまして、予算や人員の確保が難しかった自治体もあったことなどが挙げられるところでございます。

市町によって進捗率に開きがあることにつきましては、事業着手の時期ですとか、予算、人員の確保の度合いがそれぞれの市町の事情によりまして違っていたからではないかというふうに思われるところでございます。

地籍調査は、土地の最も基礎的な情報でございます面積や形状等を明らかにして、その結果が記録されるということから、土地境界をめぐるトラブルの未然防止、土地の有効活用、公共事業の効率化ですとか災害復旧の迅速化など、様々な効果がございます。

特に近年では、東日本大震災からの復旧、復興に向けました土地区画の復元などに大きな成果が認められ、本県におきましても南海トラフ地震対策の面から、大変重要な取組であると考えております。

このため、まずは市町に事業への理解を深めていただくことで、地籍調査を実施しないことの危機感を共有いたしまして、緊急度、優先度の高い地区などについて、より一層の事業化を促してまいります。

特に、平成28年度に新たに創設されました国の社会資本整備円滑化地籍整備事業では、社会資本整備を計画している地域において、事前に土地の権利関係を明確にすることで、用地取得の円滑化等による事業効果の早期発現ですとか事前防災、減災対策等に資することから関係部局と連携し、この事業を引き続き進めてまいります。

次に、地籍調査を進めるに当たりまして、市町からいただいた事業要望につきましましては、できる限り、その思いに添えていきたいというふうに考えておりますので、国の必要な予算確保に努めてまいりたいというふうに思っ

おります。

また、昨今では、事業費の中で労務単価などが高騰しておりますことから、効果的な事業執行が求められております。このため、国ですとか他県の事例を幅広く収集いたしまして、効果的な取組事例などを積極的に市町に提供していくことなどで、限られた予算を少しでも有効に使い、成果につなげていきたいと考えております。

さらに、地籍調査の実施主体でございます市町への普及啓発につきましては、県内市町で構成いたします三重県国土調査推進協議会ですとか、東海地区の市町村等で構成いたします東海ブロック国土調査推進連絡協議会が主催いたします研修会等の場を活用いたしまして、地籍調査の重要性やその意義、調査がもたらした様々な成果などにつきまして丁寧に説明いたしますとともに、地籍調査を効果的、効率的に実施する手法として地籍アドバイザーの活用や、民間企業への委託の事例など、情報提供などに取り組んでいるところでございます。

今後地籍調査を進めていく上では、市町の理解を一層高めていくことが重要であると認識しておりますので、引き続き、普及啓発の取組を進めていきたいというふうに考えております。

なお、休止市町への対応につきましては、これまでも直接市長や町長にお会いをいたしまして、事業化の検討をお願いしているところでございます。地籍調査の必要性や有効性につきましては御理解はいただいているものの、市町それぞれの御事情もありまして、すぐに事業再開ということにはなっておりませんが、今後も引き続き粘り強く働きかけを行ってまいりたいと考えております。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

進まない要因として、事業の着手の遅れ、そしてまた人員の確保の難しさを挙げていただきました。また、限られた予算の中で有効に進めてまいりたいというような意見、そしてまた市町に対しましても直接お伺いをしていた

だいて、努力をしていただいているところを十分把握させていただきました。ありがとうございます。

また、津市におきましては、予算を増額して浸水予想地域を優先的に地籍調査を行っているところもございます。そして、また我々も東日本大震災の復興地を時々視察させていただいておるわけでございますけれども、やはり地籍調査がきちっとしているところは復興も早かったというようなお話も伺っております。その点も踏まえまして、どうぞ危機管理という面からも、しっかりと地籍調査を進めていただきたいというふうに思います。

それと、あと和歌山県の事例なんですけれども、和歌山県におきましては、全市町村が100%の着手で進んでいるということもございますので、その辺も参考にしていただいて、地籍調査の促進に取り組んでいただきますことをお願い申し上げまして、この質問はこれで終わらせていただきます。

次に、薬剤師の社会的活動に対する支援について、2点お伺いをいたします。

1点目として、災害薬事コーディネーターの導入についてであります、三重県薬剤師会は、県が制度化した災害拠点薬局制度に協力し、災害時に連携して支援する薬局間ネットワークを整備するとともに、県の委託を受けて医薬品の整備をしております。本年度は、モバイルファーマシーを整備することとしており、今後の災害支援活動や啓発活動などに幅広い活躍が期待をされているところでございます。

(パネルを示す) このモバイルファーマシーは移動可能な調剤設備であることから、熊本地震では被災地における医療救援活動の支援を行うとともに、災害活動を行う薬剤師の情報収集等の拠点として重要な役割を果たしました。

しかし、災害現場においては、都道府県の薬事担当者地域医療担当者との連携が不十分で混乱したことを踏まえ、近県の愛知県、岐阜県、静岡県をはじめ多くの自治体が災害薬事コーディネーターを設置をしております。

三重県におきましても、南海トラフ大地震などにおける大規模災害が想定されることから、災害薬事コーディネーターを設置し、県災害医療対策本部

等と連携しながら、モバイルファーマシーの設置場所の手配、医薬品の過不足の状況、地域の情報収集、薬剤師の派遣調整などを行い、必要な場所に必要な医薬品が、迅速かつ的確に提供できる取組が必要であるというふうに思われます。

薬事の観点から、予算措置も含めて災害薬事コーディネーターの導入を早急に行っていただきたいと思いますが、御所見をお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 災害薬事コーディネーターを早期に導入すべきと考えるが、所見はということでございます。

平成23年3月に発生しました東日本大震災において、支援医薬品は確保されているものの、その供給の停滞により、必要とする場所に医薬品等が行き渡らないという問題が発生したことを受け、災害時において行政機能を補完し、コーディネートをする薬剤師等の必要性が認識され始めました。

先ほど議員からもありましたけれども、災害薬事コーディネーターとは、県からの委嘱により、大規模災害等が発生した際、行政機能を補完し、医薬品等に係る県内外からの支援を効率的かつ効果的に受け入れるための体制整備や、他県からの応援薬剤師の受け入れ、派遣に関する調整等の業務を担う薬剤師等のことを指します。

全国では平成28年度末時点において、1都9県でその養成及び委嘱がなされています。

平成28年4月に発生した熊本地震では、災害薬事コーディネーターが初めて県災害医療本部等に設置され、専門性を生かした助言や関係機関との調整によって、医薬品の円滑な供給等に寄与し、その有用性が示されたところがあります。

南海トラフ地震等の大規模災害の発生が危惧される本県においても、災害時に医薬品等を迅速かつ円滑に供給するため、担当部においてよく検討してくれた結果、災害薬事コーディネーターを次年度に設置できるよう取組を進めていきたいと考えています。

また、設置に向けては、災害時における薬剤師の役割、病院と薬局間の連携、本県の災害対策の方針、災害医療の特殊性等について、薬剤師等に理解を深めてもらうことが重要であると考えています。

なお、議員も触れていただきましたモバイルファーマシーの活用についてですが、熊本地震では災害対応医薬品供給車両として、電力や水等が途絶えた災害地において移動可能な調剤設備という利点を生かし、医療救護活動を支援し、有効活用されたと聞いています。

これを受けて、三重県薬剤師会が在宅医療の推進に係る研修や災害時での活用を目的に今年度導入することとしており、本県も医療介護総合確保基金を活用した財政的な支援を行うこととしています。

本県におけるモバイルファーマシーの活用や、災害薬事コーディネーターの導入など、これまでの災害から得た経験や教訓を積極的に検討、活用することで、これまで以上に災害薬事に関する体制の強化を図ってまいります。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

知事は全国知事会危機管理・防災特別委員長をお務めになられているということで、本当に知事から力強い御答弁をいただきました。次年度にも設置できるよう取り組んでいくという本当にありがたいこととございます。どうかこの平成30年度予算に計上されることを期待させていただきたいと思えます。

次に、2点目の地域包括ケアシステムにおける薬局、薬剤師の活用についてお伺いをしたいと思います。

現在、日本の65歳以上の人口は3000万人を超え、国民の約4人に1人が高齢者となっております。2042年にはピークの約3900万人となり、その後も75歳以上の人口は増加し続けることが予想されております。

このような状況の中、団塊の世代の約800万人が75歳以上となる2025年以降は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれております。このため、厚生労働省は2025年を目途に、地域包括ケアシステムの構築を推進いたしております。

地域包括ケアシステムとは、重度な介護状態になっても病院に長期入院するのではなく、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けていくために、介護や医療のサービスが一体的に受けられる仕組みとなっております。

この地域包括ケアシステムの構築を推進するために、地域における医療と介護の連携を強化するとともに、在宅医療の充実が重要となっております。

こうした中、国は在宅患者への対応を含めた患者のための薬局ビジョンを公表し、かかりつけ薬剤師、薬局が持つべき機能の一つとして、在宅対応に積極的に関与することを掲げております。

三重県におきましても、この薬局ビジョンに基づき、薬剤師が地域包括ケアシステムの中で、より一層機能を発揮するためには、薬剤師の確保、並びに女性薬剤師の復職支援が必要であるというふうに考えております。

県として、かかりつけ薬局の推進とともに、薬剤師の確保支援についてどのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

〔田中 功健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（田中 功） 議員のほうから地域包括ケアシステムの中での薬剤師の重要性、そのためにも薬剤師の確保、とりわけ女性薬剤師の確保についてどう取り組むかについて御質問いただきました。お答え申し上げます。

地域包括ケアシステムにおきまして、薬局及び薬剤師はかかりつけ薬局、薬剤師として、服薬情報を一元的、継続的に把握し、医師、訪問看護師等の多職種と連携することで、地域住民の健康をサポートする身近な存在となることが期待されております。

このような中、平成26年の厚生労働省の統計調査におきまして、本県の人口10万人当たりの薬局、医療施設の従事薬剤師数は145.9人と全国平均の170人を下回っており、県内で働く薬剤師の確保が不可欠な状況にあります。

県では、三重県薬剤師会と連携し、近隣府県の大学薬学部訪問や就職説明会への参加に加え、学生向けの就職情報誌を作成し、全国の大学で配布することにより、新卒薬剤師の確保を図っております。

また、復職や再就職を希望する薬剤師に対して、医薬品に関する知識や調

剤技術を修得するための研修を実施するなど、復職等を支援する取組を行っております。

さらに、県薬剤師会においても、薬剤師無料職業紹介所として、ホームページで求人情報の提供を行うことにより、薬剤師の確保に取り組んでおります。

今後は、特に出産、育児のために退職または休職しております女性薬剤師の復職や再就職の支援に重点を置いた研修等の取組を行っていきたいと考えております。

また、研修の内容につきましても、調剤、服薬指導等の学習に加え、大学と連携した模擬患者を用いた研修や、薬局、病院における実習等を実施することで、地域包括ケアシステムにおいて必要とされます、かかりつけ薬剤師の資質を備えた薬剤師の確保を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。大変前向きな御答弁をいただきました。

地域医療構想の受け皿となる、この地域包括ケアシステムでございますから、充実した構築に向け御支援をいただきますように、よろしく願いを申し上げます。

次に、3項目めの交通事故再発防止に向けた環境整備についてお伺いをいたします。

日本全国どんな地域においても交通事故がよく発生する場所があります。それは複雑な交差点やスピードの出やすい大きなカーブなど、明らかに事故の原因がわかる場所もあるわけでございますが、何の変哲もない直線道路で事故が起こる場合もございます。

松阪市では11月19日から22日の4日間で死亡事故が3件発生し、3名の方がお亡くなりになりました。お亡くなりになりました方々には、改めて哀悼の意を表させていただきたいと思っております。

この深刻な事態を踏まえまして、松阪市では11月24日から交通死亡事故多発注意報を発令いたしました。

そんなこともございまして、私も死亡事故現場へ行って調査をしてまいりました。

(パネルを示す) この場所は嬉野交番の目の前ですが、2年連続して交通死亡事故が発生しております。さらに、3年前にもこの場所で重傷となる事故が発生しており、後にお亡くなりになられておりますので、3年連続しての死亡事故の発生現場となります。

街路樹の中から横断歩道の標識は確認できますが、横断歩道は消えかかっており、そしてまた、街路樹に隠れて全く見えておりませんが、実は横断歩道の標識と同じ支柱に50キロメートルの速度標識が設置をされております。

(パネルを示す) この写真は近くで撮ったものですが、先ほどの街路樹で全く見えなかった50キロメートルの速度標識が設置されていることがわかります。その上に、横断歩道の標識がやや上を向いているため、夜間の車のライトが反射しにくい状況となっております。

(パネルを示す) この写真は死亡事故と同時刻に撮影をさせていただいたものですが、横断歩道の手前に街灯は設置されているものの、電球が切れているため、ほぼ真っ暗な状態となっております。正面に明かりが見えるのが、これが嬉野交番でございます。街灯はいつから消えているのか不明ではありますが、事故発生後の11日目となる11月30日に電球のほうを取りかえていただいております。

県内におきましても類似箇所は大変多くあるように思っております。県警として事故の調査だけではなく、交通事故再発防止に向けて環境整備も必要だというふうに思いますが、事故再発防止に向け、どのような取組を行っているのかお伺いをさせていただきます。

〔難波健太警察本部長登壇〕

○警察本部長(難波健太) 交通事故の再発防止に向けてどのような取組を行っているのかという御質問にお答え申し上げます。

交通死亡事故等が発生した際には、その事故の状況等に応じまして警察本部に設置をしております再発防止調査研究班、それから発生場所を管轄しませぬ警察署、これらが道路管理者とともに、道路の状況、交通規制の状況、あるいは交通安全施設の設置状況などの道路交通環境につきまして、合同で現地調査を行い、再発防止対策を講じているところであります。

また、発生後の一定期間は現場付近、あるいは同一路線におきまして集中的な交通指導取り締り、また事故の発生を周知する広報啓発活動などを実施しまして、再発防止対策に取り組んでおります。

御質問がありました嬉野交番前の死亡事故についてであります、今回の死亡事故を受けまして、先般、警察本部の再発防止調査研究班、それから松阪警察署、また松阪建設事務所によります合同現地調査を実施いたしました。

その結果、横断歩道の存在をより早くから認識いただくために、横断歩道の塗りかえ、また道路標識の調整のほか、カラー舗装、また樹木の伐採など道路交通環境の改善策を講じることとしたところでございます。

また、現場付近における街頭活動といたしまして、大型商業施設における広報啓発活動、パトカーによる警戒活動、警察官による保護誘導活動等を実施しているところでございます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。建設事務所とも合同の調査をされているというふうにお伺いをさせていただきました。

この街路樹とか街灯というのは警察の所管ではございませんけれども、人命にかかわることですので、今後も道路管理者等との横とのつながりをしっかりとさせていただいて情報の共有をしていただきながら、交通事故防止に向け取り組んでいただきたいというふうに思っております。

そしてまた、三重県では、交通安全施設整備事業におきまして、平成29年度の当初予算はシーリングを外していただき、前年比2.6倍の10億1000万円というふうにしていただきました。相次ぐ事故を受けての本県の対応には大いに評価をさせていただいているところでございます。

お陰さまで10月末までの交通事故死亡者数は、前年同時期の90名と比較すると、25名減の65名となっていることから確実に成果は出ております。このままいきますと、恐らく三重県の交通事故死亡者数は、ここ60年間で最少になることが期待できます。

交通安全施設整備事業に関しましては、警察ばかり矢面に立たされているように感じさせていただいておりますけども、結局は予算を握っているのは警察ではなく県の財政当局になるわけでございます。老朽化した信号機の制御器の更新や横断歩道等の塗りかえ等は毎年必要になってまいります。しっかりと警察関連の予算にも光を当てていただきたい、そんなふうに思っております。

最後に知事にお伺いさせていただきますけども、交通事故防止は県民の願いであるわけでございます。交通安全施設整備事業におきましても、引き続きシーリングを外した予算編成をお願いしたいと思っておりますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（鈴木英敬） 今、議員もおっしゃっていただきましたように、しっかり予算を確保していくことが大切であるというふうに気を引き締めておるところであります。

実際の仕組みについては、昨年大規模臨時的経費とかでやったりしていますのでよく検討したいと思っておりますけれども、いずれにしてもその財政状況を勘案しながら、そして交通情勢を勘案しながら予算の確保に努めてまいりたいと思っております。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。来年度予算、シーリングをかけずに、またしっかりと見ていただけるものというふうに期待をさせていただいております。

交通事故というのは、ほんのちょっとした工夫で防げるというふうに思っております。よく反射用品などをつけて散歩をされている方もお見受けするわけでございます。先ほどの嬉野の死亡事故の現場におきましても、1時間

半ほど調査をさせていただいていたわけですが、反射板をつけて歩行されているのは1割ぐらいの状況でございますので、しっかりとその点も反射板の装着に向け取り組んでいただきますことをお願いしたいというふうに思います。

これでこの件は終わらせていただきます。

次に、浸水対策についてお伺いをいたします。このたびの台風第21号により、お亡くなりになられました方々には御冥福を申し上げますとともに、被災されました方々には、心よりお見舞いを申し述べさせていただきたいと思っております。

近年、梅雨の時期や台風シーズンが来るたびに、記録的な集中豪雨だったというふうなニュースがよく目立ちます。

気象庁では1時間に50ミリ以上80ミリ未満の雨を非常に激しい雨、80ミリ以上の雨を猛烈な雨というふうに表現しております。

(パネルを示す) 図のように気象庁による数値でも、非常に激しい雨や猛烈な雨の発生件数は確実に増加をしております。10月22日夜から翌明け方にかけて県内に最接近した台風第21号の豪雨により、広範囲にわたって被害が発生をいたしました。1時間降水量は尾鷲市の90.5ミリをはじめ、御浜町、伊勢市、熊野市、大台町でも50ミリ以上の降雨を記録いたしました。

(パネルを示す) その結果、伊勢市の床上浸水494棟、床下浸水712棟をはじめ、玉城町、紀宝町、松阪市、紀北町、明和町などで多くの浸水被害が発生をいたしました。三重県内の床下、床上浸水を合わせると11月6日現在の調査では2303棟に達しております。

(パネルを示す) この写真は10月23日に撮影したのですが、海岸から5キロメートル以上上流の松阪市菅生町の状況でございます。私の家から車で3分ぐらいのところでございます。

(パネルを示す) そして、この写真は海側の国道23号に向かって撮影した松阪市古井町の状況です。この奥のほうにあるのが国道23号になっております。これも私の家から3分ほど車で走ったところにあります。

(パネルを示す)そして、この写真は先ほどの写真の逆方向から撮影したもので、西黒部町の状況となっております。この奥が国道23号となっております。

(パネルを示す)そして、この写真は松阪市内で一番多く浸水被害が発生した海岸に近い高須町の状況となっております。

ここで、まず初めに、浸水被害の現状確認と要因についてであります、台風第21号によって多くの住宅が浸水した伊勢市では、市の管理する排水機場のうち3カ所が浸水によって機能を失っていたことがわかった。そしてまた、住宅地から大きな河川に水を流し出す排水機場がとまったため、住宅の浸水被害が広がったとの新聞報道もございましたが、現状認識と要因について、当局の御見解をお伺いいたします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長(岡村昌和) 排水機場のポンプが機能しなかったことについての現状認識と要因についてということで、御答弁を申し上げます。

御指摘の排水機場は、農地や農作物の湛水被害を未然に防止するために設置いたしました排水機場ということでございますけれども、県内では流域開発による流出量の増大などにより排水条件の悪化した農村地域を対象に、このような排水機場や排水路等を整備しておりまして、県内ではこれまでに農林水産省の湛水防除事業などにより139カ所の排水機場を整備してまいりました。

この湛水防除事業では、おおむね20年に1回の大雨に対応できるよう整備を行っているというところでございまして、市町や土地改良区等の管理のもと、大型のポンプ等により排水を行っているというところでございます。

台風第21号による被害要因についてということでございますが、10月22日から23日にかけて、本県に接近しました台風第21号に伴う豪雨によりまして、例えば御紹介のありました伊勢市の楠部町では、時間当たり40ミリから60ミリの強い雨が降り続きまして、22日午前1時からの24時間雨量は、排水機場の計画基準降雨の約2倍となります549ミリに達しました。このため、

伊勢市内では多くの農地が浸水し、甚大な被害が発生したというところがございます。

こうした中、伊勢市内の3カ所の排水機場では、排水機場の内部まで浸水をいたしまして、操作盤などの機器が故障して、ポンプの運転が停止いたしました。

このように、ポンプ等が機能を喪失したのは、今回、計画基準を大きく上回る集中豪雨となったことが要因ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。20年に1回の大雨に対応している、また三重県内におきましては、139カ所にポンプを設置して汲み上げているというような御答弁であったわけでございます。

そんな中で、機能の2倍を上回ったというふうに御説明もいただきましたので、そこで排水機場の更新整備についてお伺いしたいと思います。

近年頻発する豪雨により、農地だけでなく住宅等にも甚大な被害が発生していることから、この宅地と農地が隣接している地域におきましては、排水機場の更新整備に関し、事業要件の緩和が必要だというふうに考えますが、御見解をお伺いさせていただきます。

○農林水産部長（岡村昌和） 排水機場の設計基準についてですけども、農林水産省の補助事業で整備をする場合は、国の設計基準に基づいて計画を策定しておりまして、具体的には、先ほども少し述べさせていただきましたが、過去の雨量データから20年に1回程度の計画基準降雨を算定した上で、また農地や農作物を守るという特性も踏まえまして、一定の湛水、30センチメートルまでの高さというものを認めることとか、あるいは時間につきましても、24時間以内に排水する計画というふうにしておるところでございます。

しかしながら、議員も御指摘がありましたが、農地や農作物の湛水被害の防止のみならず、地域内の住家等への浸水を防止するなど、地域にとって欠

かすことのできない重要な施設となってきているというふうを考えております。

また、近年は水田において、湿害に弱い麦とか大豆などの生産も拡大するとともに、農村地域における都市化や混住化が進んでおるといふような状況もございますので、農村地域の防災力をさらに高める排水対策の検討が必要であるというふうを考えております。

このため、県では、関係市町と十分に連携を図りながら、近年、激甚化して頻発しております集中豪雨や地域の実情を踏まえた排水機場の整備が行えるよう、基準降雨や湛水上限の緩和など、排水ポンプ規模の算定に係る見直しをはじめ、設計基準の緩和等を国に提言していきたいというふうを考えております。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。農業に関しましては、私の常任委員会でございますので深く追及はいたしませんけれども、設計基準の見直し等を国に要望していただくというような御答弁をいただきました。また、常任委員会で話す機会がございましたら、よろしくお願いをしたいと思います。

（パネルを示す）これは今回浸水した古井町と西黒部町と高須町を流れる県管理の河川、この太いほうが二級河川金剛川、こちらの細いほうが勢々川という川になるわけですが、金剛川の下流のここに樋門がございます。潮が満ちてくると、この樋門が自動的に閉まります。そして、そのたまった水は行き場がなく、この上流の勢々川に流れていきます。この勢々川への逆流を防ぐために、ここに県管理の樋門がございます。これは自動的に閉まるわけでございますけれども、結局はここでふたって、河岸縁でふたって、この金剛川を流れる水、そしてこの勢々川を流れる水が行き場がなくなって越流するというような状況が毎年続いておりました、この上流の県道、そしてまたこの勢々川の上流の県道がよく浸水するわけでございますけれども、この浸水対策に関しまして何か計画等がございましたら、また御意見等がござい

したらお伺いをしたいと思います。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 金剛川と勢々川の流域の浸水への対応について、お答えをさせていただきます。

今回の浸水地域の内水の水位の記録が十分でない状況の中では、詳細な検討はできませんが、金剛川水系の洪水浸水想定区域に比べて浸水範囲が広いことや、内水の排水基準を大幅に上回る降雨であったことなどから、今回の浸水が内水による影響も大きいものと考えております。

現在取り組んでいます河川改修事業は引き続き進めてまいります。今回の台風第21号のように、河川整備計画や内水の排水基準を大幅に上回る降雨に対しては、現在の技術基準に基づくハード整備だけでは防ぐことは困難であると考えております。

そこで、施設では守りきれない洪水は必ず発生すると意識を変革し、社会全体で備える水防災意識社会の再構築に向け県内に11の水防災協議会を立ち上げ、浸水被害軽減の取組等の検討を市町とともに進めているところです。

今後、この協議会で示される浸水被害軽減のための県の役割について、しっかりと果たしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○**17番（田中祐治）** ありがとうございます。何か防ぐのは困難というような不安な御答弁もいただいたわけでございますが、（パネルを示す）これは先ほどのパネルなんですけれども、この金剛川の一番下流に樋門があるわけなんですけれども、この樋門は昭和37年の12月に竣工しております、もう55年間がたっております、かなり老朽化しております。

この樋門の横に、ここに高須町の排水ポンプ場があるわけなんですけれども、この排水ポンプ場はあたり一面の水をここで汲み上げているわけです。ですから、この樋門を新たに改修するときに、この樋門の近辺に排水機場を設置するということがいかなものでしょうか。御答弁をいただきたいと思っております。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 金剛川の河口部の新たな排水機場の設置につき

ましては、現在の整備方針及び様々な技術基準等の中では、なかなか位置づけることは困難であると考えております。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） 困難であるということは、結局は、この越流対策には手だてがないというような理解でよろしいんですか。

○県土整備部長（水谷優兆） 今回の台風第21号においても、金剛川自体は越流は起こしておりません。金剛川の河口水門が閉鎖されて、金剛川の水が海へ流れない状況で今回はあったわけですが、それでも金剛川の川自体には、金剛川が受けとめるべき水については、十分この川の中で処理ができたというふうに考えています。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） 金剛川の上流に真盛川という川があるんですよね。そこから越流して古井町がかなり浸水したというふうに町の方はおっしゃってみえるわけなんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○県土整備部長（水谷優兆） どの川もそうですし、今、御指摘を受けた河川もそうなんですけれども、築堤のような形でなくて掘り込み河川になっている場合、川の背後地の内水の水位が水位上昇と河川の水位の上昇の関係が明らかにならないと、最終的に内水が上がってしまって河川の水位と同等になってしまうと。河川の水があふれて全体が水につかるという場合も当然ありますけれども、内水のほうが先に上がって行って河川の水位と同等になって全体が浸水してしまうということもありますので、その辺の浸水のメカニズムについては、もう少し検討させていただきたいなと思っています。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） 御検討いただくということでございますので、しっかりと検討のほうをしていただきたいということを要望させていただきます。

ここで知事にもお伺いをしたいわけですが、知事もこの台風第21号に関しましては農業被害において激甚災害の指定に向けて、本当に大変な御尽力をいただきました。知事の行動には敬意を表させていただきたいとい

うふうに思っております。

そこで昨今の異常気象にも耐え得る対応の強化が望まれるというふう思うわけでございますけれども、今回の災害などから学んだ今後の対応についての御所見をお伺いいたします。

○知事（鈴木英敬） 今回の台風第21号の災害対応を振り返りますと、まずソフト面においては、避難情報が例えば県とか報道機関に正しく伝わらなかったとか、あるいは避難情報などの発令のタイミングなどがこれでよかったのかというようなことなども幾つかありましたので、市町と一緒に今、検証をしています。次期、出水期までに改善をするということで今、取り組んでいます。

あわせて、今おっしゃっていただいたような洪水を防止するための排水機場の話や河川の話がいろいろありますけれども、今ちょうど新地震津波対策行動計画と新風水害対策行動計画を合体させた計画を年度末までにつくろうと思っていますので、その中で今の避難対策のこと、これは高齢者の避難のこともそうですけど、避難の対策のソフト面とハード面のそういう河川改修のこととか改善保全施設とか堆積土砂の撤去とか、そういうことなどについて計画的に進めていくということなどを重点的な取組ということで、位置づけてやっていこうというふうに思っております。

いずれにしても、今回の台風第21号の経験、教訓をその計画にしっかり反映させて、次なる対策に進めていきたいと思えます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。しっかりと対策に向け、お取り組みをいただきたいというふうに思います。

順序が逆になってしまいましたけれども、この越流対策に関しましてですが、昨年度もこの太平橋を取り上げさせていただきました。増水するたびに、この太平橋がネックとなっております、（パネルを示す）ここにごみがひっかかって堤防のいっばいまで、いっばいまでは今回は来ませんでしたけれども、手が届くところまで来るような状況になる場合もございます。こま

でごみが詰まっているということは、ここらまではほぼ水が来たというような状況であります。

そして、これはこの先ほどの橋の上に計画をされている県道松阪環状線ですけれども、盛土を盛ったまま数年経過しておりますので、この橋ができたときに、ここに県道をつなぐ計画となっております。今雑木、雑草等が増えているわけですが、ここにタヌキの巣がいっぱいあって、地元の人は困っているというような状況にもあるわけがございます。この辺の整備もきちんとしていただければなど、そんなふうに思っております。

これは昨年度も御答弁をいただいておりますので、今日は御答弁はいただきませんが、せめてこの雑木処理等を行っていただくことを要望させていただきたいと思っております。

そして、今回大変な被害があったわけがございますけれども、今、三重県の経常収支比率、平成28年度決算で99.8%という非常に硬直している中であって、今回また多額の費用がかさむわけがございます。これからの予算編成に向け、大変心配するところもあるわけがございますけれども、この台風第21号が平成30年度以降の県予算に対して与える影響というのがあれば御所見をいただきたいと思っております。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 今回の災害復旧にかかる補正予算の主な財源といたしましては、国庫支出金で39億円、県債で40億円のほか、財政調整基金繰入金で5億円というふうになっています。

このうち、財政調整基金については平成30年度、来年度当初予算の歳入としても見込んでいたことから、この分で一定の影響はあるというふうに考えておりますけれども、30年度当初予算編成に当たりましては、歳入の動向も見極めながら歳出全体で調整を図るとともに、さらなる歳入確保について最大限努力することで、財源を適切に配分できるように今後調整をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。調整可能かなというふうを受けとめさせていただきました。

この災害時における情報の提供網、非常に重要だというふうに思うわけですが、道路の浸水に関しましては県の職員が全て把握できるには大変な力が要するというふうに思いますし、人数も要します。

そこで、他市ではいろいろな工夫もされているわけでごさいます、佐賀県の武生市におきましては、ソーシャルネットワークを使いましてフェイスブックに一般の方が投稿できるというような仕組みを取り上げております。ですから、誰が見ても、ああ、この道路が浸水している、ここが通れない、ここが山崩れがあると瞬時にわかるわけでごさいますけれども、そのような取組もぜひともやっていただきたいわけでごさいます。

答弁の時間がございませぬので答弁は結構ですけれども、改めてこの件につきましては、また御質問をさせていただきたいと思ひます。今回の災害におきましては、海岸付近の方々には津波におびえ、そしてまた浸水におびえ、日々の生活を送っているわけでごさいます。どうぞこの県民が安心して暮らせるように浸水対策に取り組んでいただきますことをお願い申し上げまして終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 24番 杉本熊野議員。

〔24番 杉本熊野議員登壇・拍手〕

○24番（杉本熊野） おはようございませぬ。津市選出、新政みえの杉本熊野でせぬ。

最近、とても明るく暖かい日が続いてたんでせぬけれども、今日は何かどんよりとしております。この議場の中は明るく元気に行きたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

一番最初は、安全・安心な教育環境づくりということで、通級による指導の充実をということの質問をさせていただきます。

今、学校現場では、障がいのある子どもとない子どもがともに学ぶインク

ルーシブ教育が進められています。インクルーシブ教育では、ともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対しては、多様で柔軟な教育システムを整備することが重要であり、小・中学校、義務教育においては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった幾つかの学びの場が制度化されています。

先日の一般質問では、山内議員から交流籍の取組も提案があったところがございます。本日は、多様な学びの中から通級による指導について、2点質問をさせていただきたいと思っております。

通級による指導とは、障がいのある子どもが通常の学級に在籍をし、ほとんどの授業を通常の学級で受けながらも、1週間に1時間から8時間、授業の1時間ですので45分とか50分ですけれども、1週間に1時間から8時間までを標準にして、それぞれの障がいに応じた特別の指導を通級指導教室という特別な教室で受ける指導形態のことです。

学習障がい（LD）や注意欠陥多動性障がい（ADHD）の子どもについては、一月に1時間から8時間というのが標準とされております。対象となる障がい種別は、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、その他障がいとなっております。知的障がいについては、現在通級による指導の対象とはなっていません。

本年度の三重県における通級指導教室の設置状況と児童生徒数は、5月1日現在、この表のとおりとなっております。

（パネルを示す）これです。小学校の言語教室数27、児童数415人、難聴教室数3、児童数26人、LD・ADHD教室数31、児童数370人、小学校は合計811人の児童が通級指導を受けております。

一方、中学校のほうですけれども、言語教室数1、生徒数6人、難聴教室数ゼロ、LD・ADHD教室数5、生徒数55人、合計61人となっております。

私、今回、この小学校と中学校の差について少し気になっているので質問させていただきたいと思っておりました。

指導を受けている児童生徒数というのは、全体的には年々増加しておるのですけれども、小学校に比べて中学校がなぜ少ないのかというところでございます。

発達障がいのある子どもの数は、文部科学省の調査によりますと、小学校7.7%に対して、中学校は4.0%という調査結果になっております。中学校になると半数ぐらいに割合は減るのですけれども、それでもやっぱり370人が55人というのはいかにも少ないのではないかというふうに思います。

(パネルを示す) 次に、この通級指導教室について地域別に調べてみました。全ての学校に、この通級指導教室というのはありません。ですので、自分の学校にある子はそこへ通いますけれども、ない子どもはほかの学校に通級をします。保護者の送迎で、授業中や放課後に通学をしております。

この設置状況を見て一番気にかかったのは、この黄色い色がつけてあるところなんですけれども、伊勢志摩地域、伊賀地域、尾鷲熊野の東紀州地域には中学校の設置校がゼロだということです。小学校はあるんですけれども、中学校がゼロです。子どもたちへの支援体制は大丈夫なのか、そここのところがとても気にかかっております。

そこで質問をさせていただきます。中学校における設置状況や地域間の差なども含め、現状の小・中学校における通級による指導の課題は何か、また今後の取組についてお答えください。

2点目、もう1点あります、高等学校における通級指導です。高等学校は、これまで通級による指導を実施することができませんでした。しかし、小・中学校において通級指導を受けている子どもの数が増えていることや、インクルーシブ教育の必要性を踏まえて、来年の平成30年4月1日から高等学校における通級指導ができるように制度化をされました。

そこで質問をします。高等学校における障がいのある生徒に対する指導や支援の現状についてと、今後通級指導導入に当たっての課題についてお答えをいただきますよう、お願いいたします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 発達障がいのある子どもたちへの通級指導等の取組についての御質問でございます。

まず、中学校のほうです。通級指導教室については、各市町教育委員会からの要望に基づいて、障がいの種別に応じた設置に努めています。

通級指導は、発達障がいのある子どもの様々な特性に応じた指導ができる有効な手立ての一つですが、中学生になると通級をすることで教科学習の時間が減ることをためらったり、年齢が進むに従って他の生徒と違う場所で学ぶことに抵抗感を持ったりすることもあり、中学校での設置は、本県も含め全国的にも少ない状況です。

このため、現在の支援の状況や考え方について、改めて市町教育委員会と丁寧に見直しをしていきたいと考えております。

通級指導を行うためには、発達障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた指導を工夫するなど、教員に高い専門性が求められます。

そのため、昨年度から通級指導の担当教員を対象に、発達障がいのある子どもが適切に人間関係をつくるための、ソーシャルスキルやコミュニケーションスキルの指導方法についての研修も進めています。

一方、通級指導教室を設置していない学校では、特別支援学級担当者や特別支援教育コーディネーターが中心となって、個別の指導計画を作成し、子どもの状況に応じた指導を進めています。

こうした指導がより適切に実施できるよう、平成20年度から8年間、特別支援教育の担当者を対象に、発達障がい支援に関する研修講座を開催してきました。

また、ネットを活用した研修や、かがやき特別支援学校をはじめ、各特別支援学校のセンター的機能による研修会等の実施を進めているところです。

今後も教員が発達障がいのある子どもたち一人ひとりに寄り添い、個々の教育ニーズに応じていくことで、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう努めてまいります。

2点目の高等学校の発達障がいのある生徒に対する支援についての御質問でございます。

高等学校では、中学校までと比べて生徒数が増え、友人関係も変化すること、学習内容が高度になることや、卒業後の進路を考える時期に来ていることなど、生徒をとりまく環境が大きく変化をします。

このため、発達障がいなど特別な支援が必要な生徒が、安心して学校生活を送れるようにするためには、個々の生徒の状況や進路希望に応じた支援が必要となります。

こうしたことから、入学時から適切な支援ができるよう、中学校までの支援の内容を高等学校に引き継ぐとともに、特別支援教育コーディネーターが中心となって、個々の生徒に必要な配慮等の情報を学級担任や教科担任が共有するなど、組織的な支援を進めているところです。

また、生徒が落ち着いて学習に取り組めるよう、授業の始めに学ぶ内容をわかりやすく示したり、掲示物の量や文字の大きさを工夫したりするなど、学びやすい環境づくりを進めている学校もあります。

一方で、生徒の状況は様々であり、学校だけでは必要な支援についての判断が難しい場合もあることから、臨床心理士などの資格を持った発達障がい支援員を高等学校に派遣して、専門家の立場で生徒との面談や心理検査等を行い、その結果をもとに、教員が適切な支援が行えるよう助言しています。

高等学校における通級による指導については、各学校の状況や教育的ニーズを把握し、モデル校の実施について検討を進めているところです。この取組を通して、生徒一人ひとりの状況に応じた指導内容や担当する教員の育成などの課題についても研究していきます。

〔24番 杉本熊野議員登壇〕

○24番（杉本熊野） ありがとうございます。

中学校の子どもの状況ですけれども、先ほど教科学習が欠けることとか、それからほかの子とも違う行動をすることを、やっぱり一番ほかと一緒にありたいということを強く願う年代ですので、本当にわかる状況だと思ふん

です。

ですので、私はやっぱり例えば放課後、クラブ活動が終わってからとか、それから土曜授業というのもあります。土曜日の開催であるとか、先ほどの子どもたちの不安が解消する形での通級指導の開設。それは教員の勤務時間のところもあると思いますけれども、私は工夫次第でできると思いますので、どうぞそのあたりのところも工夫、検討していただきながら、ニーズももう一度調査していただきながら、御検討いただくことを要望させていただきます。

といいますのは、やはり途切れのない支援というのがすごく重要だと思うんです。確かに通級指導教室の専門のところだけではなくて、本当は全ての教員がそのスキルを身につけて対応していただかなければならない、その部分はすごく大きいと思います。

とはいえ、やはり専門的なところも必要で、その連続性というのは私はすごく大事だというふうに思っております。小学校の担当者も中学校の担当者も、その途切れのない支援の重要性というのは、非常に常日ごろから訴えておられます。

私、大学生のインターンシップ、ずっと受け入れているんです。年2回、2カ月ずつ受けて、もう何十人かの大学生と会ってきたんですけど、その中の1人が発達障がいの学生でありました。その学生が一番最初の自己紹介で、僕はコミュニケーションがうまくできないところがありますが、どうぞよろしくお願いたしますという自己紹介を何ともさわやかにしました。とても好青年で、三重大大学なんですけれども、大学でも支援を受けているというふうに聞きました。出身校が津市内でしたので、私、その校長先生にお聞かせいただきましたら、やはり先ほど御紹介いただきましたように、中学校からの情報を得て、学校の中で支援体制を敷いて大学へと引き継いだということでした。その子は、たまたまそういう形で引き継いでいったんですけども、やっぱり通級のところも必要な子どもたちもいると思います。

そういう中で、そういった大学生とかその年代になったときに、自分自身

を自分で理解をして自分を生かしていく力とか、そして自立して社会へ参加していく力というのが身についていくんだというふうに思います。その学生はしっかりと社会へ出ていけるといふに、私もインターンシップを通して実感もさせていただいたところですので、どうぞそのあたりのところがさらに充実していくようにお願いしたいと思います。

高校のほうはモデル校の実施ということでございましたので、どうぞそのところをスタートにしながら進めていっていただきたいと思います。

それから、教員の研修についても御答弁いただきました。やっぱり一番の課題は、それを担う教員の専門性であったりとか、学校全体の体制ではないかというふうに思います。たくさんの研修をしていただいていることも今、改めて教えていただいたのですけれども、やっぱり研修だけではできないことがあります。OJTというか、実践を通して身につけていくものがやはり大きいのです。

そこで、これはなかなか配置の仕方って難しいんですけども、現場の通級がある中学校の校長先生からは、やっぱり1学級じゃなくて2学級設置してほしいと。そうすると、OJTがすごくやりやすいんだという話をされてきました。そうすると、配置校が少なくなるので、そのあたりは難しいと思うんですけども、ぜひそのあたりのところ、教員の人材育成という観点でもお考えいただきたいと思います。

さらにもう一つなんですけれども、三重県立子ども心身発達医療センターがオープンしました。併設校としてかがやき特別支援学校が新たにオープンを行いました。センター・オブ・センターという役割を担っていただいておりますが、LDとADHDに関してのセンター的機能を発揮していただくのは、これからだというふうに捉えさせていただいております。

そういった観点で、このかがやき特別支援学校、特別支援教員の人材育成の拠点としての機能強化をしていく、そういったところのお考え、おありかどうか、教育長に再度お尋ねします。

○教育長（廣田恵子） 先ほど議員のほうからセンター・オブ・センターとい

う機能を御紹介いただきましたが、そういう機能が果たせるように今、いろいろ準備とか研究も進めておりますので、できるだけ早い段階で、そのようなことができるとお答えできるように頑張っってやっていきたいと思ひます。

〔24番 杉本熊野議員登壇〕

○24番（杉本熊野） ありがとうございます。

今、本当に開設した初年度ですので、様々な取組がほかにもあろうかと思ひますので、今後の方向性として、センター・オブ・センターの役割、機能をどうぞ充実していただきますようお願いをいたします。

続きまして、三重県部活動ガイドラインの策定について質問させていただきます。

昨日は、三重県体育協会創立70周年の記念行事がありまして、知事はじめ執行部の皆さん、それから議会のほうも議長はじめ多数の議員の皆さんが参加をいたしました。スポーツの振興に向けて思ひを熱くされたばかりだと思ひます。

私も常々、スポーツの力はすごいと思ひている者の1人です。そして、多くの方はスポーツとの出会いというと、中学校での部活動という人が多いのではないかというふうにお思ひしております。

文部科学省は来年3月を目途に、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを取りまとめ、公表する予定となっております。

内容は練習時間や休養日の設定、指導の充実、部活動指導員の活用、運営のあり方等で、練習時間や休養日の設定については、スポーツ医・科学の観点や学校生活等の影響も考慮して、検討されていると聞いております。

そもそも、なぜ今、国が運動部活動のガイドラインを策定するのか。その発端は、平成24年の大阪市立桜宮高等学校で起きた指導者の体罰によって高校生が自殺した事件が発端となっております。運動部活動のあり方が問われ、教育再生実行会議がガイドライン作成を提言しました。

このような国の動きを受けて、三重県教育委員会は、三重県独自の部活動ガイドラインの策定を検討しています。運動部だけでなく、文化部も含め部

活動ガイドラインの策定を目指しております。

先日、第2回の三重県部活動ガイドライン策定委員会が開催をされて、中間案が示されました。12月中にパブリックコメントをする予定だと聞いております。

その後、国の動きも踏まえながら十分に議論いただくとと思いますが、三重県独自のものにとということです、基本的なところを質問させていただきたいと思います。

部活動の意義については、学習指導要領では学校教育の一環として位置づけられています。自主的、自発的な活動でありますから、全ての生徒が参加しているわけではありません。三重県の公立中学校の部活動の加入率は、運動部に約75%、文化部に約19%、合わせて約94%、6%は参加していません。県立高等学校（全日制）における加入率は運動部に51%、文化部に33%、合わせて84%の生徒が部活動に参加しています。16%は参加していません。

しかし、生徒のニーズは多様です。運動部において身につけたい願いは様々であります。より高く、より強く、より速くなりたい。世界を目指したいという生徒もいれば、一方で、自分なりのペースで友だちとスポーツを楽しみたいという生徒もいます。

いずれにしても、部活動は、生徒がスポーツや文化芸術、科学等と出会う貴重な場ですが、願いや目指すところは違っている、非常に多様だということでございます。保護者も多様でございます。大きな大会を楽しみにして、大会観戦で盛り上がったよと、そんな保護者の声も聞きますが、一方では休みがほとんどなくてきつい、勉強もおぼつかない、もう少し楽しめる部活動にしてほしい、来年はやめさせたいと思うけれども、友だち関係を切ることになるのではないかと、そんな心配の声を、相談を受けることもたびたびでございます。

一方、指導者については、日本体育協会の調査によりますと、部活動の競技経験のない教員が顧問をしている割合は、中学校で45.9%、高等学校で40.9%となっています。

小規模校においては部活動の種類も少なく、チーム編制ができない等の実態もあります。

その一方で部活動の中で培われるものも大変大きいものがあって、この議場内でも部活動の思い出を語らせたらとまらない方がたくさんいると思います。

このような本当に様々な状況の中でのガイドラインの策定です。これまで、なかなか手をつけられなかったところに手をつけるのですから、骨の折れることだと思います。しかも、三重県独自のものをとということですから、頑張ってくださいと思いますが、そこで改めて部活動の意義と公立学校の果たす役割についてどのように捉えておられるのか、廣田教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、今年の4月から学校教育法施行規則が改正をされて、部活動指導員の配置が制度化されました。三重県では今年度配置がありませんでしたが、今後どのように取り組んでいかれるのかもお聞かせください。お願いいたします。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 部活動ガイドラインの策定について、部活動の意義と、それから学校の役割、それから部活動指導員の活用についてという御質問でございました。

部活動は、子どもたちにとって学級や学年を越えて共通の目標を持ちながら協調性や思いやり、友情、一体感が培われるとともに、切磋琢磨することを通して達成感や充実感が得られるなど、子どもたちの成長に大きく資するものと考えております。

また、生涯にわたって、心と体の健全な成長やスポーツ、文化に親しむことにつながるなど、子どもたちが将来、豊かな生活を営んでいく上で大きな財産になるものと考えています。

学校には、こうした部活動の意義を十分に踏まえ、技術的な指導だけでなく、様々な教育的効果の観点も大切にしながら、子どもたちの成長につなげ

ていく役割があると考えております。

一方で、過度な活動になった場合は、子どもたちの心身やバランスのとれた生活へ影響があると考えられます。また、議員からも御紹介いただきましたが、子どもたちの部活動への思いが多様化していることや、顧問教員の指導技術や経験が異なることなど、いろいろな課題がございます。

県教育委員会としましては、これらの部活動の今日的な課題を踏まえ、現在、ガイドライン策定委員会において、部活動の意義や休養日、活動時間等について御議論いただき、子どもたちの健やかな成長を中心に据え、また部活動を通じて自己実現したいという子どもたちの思いが維持できるようなガイドラインを策定しているところです。

そのことが顧問教員の負担軽減にもつながっていくものと考えております。

今後は、今月中旬からパブリックコメントを行い、広く御意見をいただき、策定委員会等で丁寧に議論をしてみたいと思います。

外部指導者の活用については、子どもたちがより充実した指導が受けられるよう、これまでの実技指導を行う部活動サポーターの取組にあわせて、新たに顧問としての指導や単独での生徒引率等もできる部活動指導員の任用について、市町教育委員会と連携して検討してみたいと思います。

〔24番 杉本熊野議員登壇〕

○24番（杉本熊野） ありがとうございます。教育長としての基本的な考え方をお聞かせいただき、子どものところから出発をしていただきましたので、ぜひそんな形で十分な議論をしていただきたいと思います。拙速にやると、結局は形骸化されていくのではないかという懸念があります。せっかく初めての県教育委員会での部活動の議論でございますので、十分な議論をお願いしたいと思っております。

そして、この国のガイドライン、もともとは体罰等の行き過ぎた指導の根絶というところがありますので、体罰の事件はもちろんですけれども、安全管理や健康管理等の問題で、部活動が原因で尊い命を失った事案もありますので、どうぞそのところのガイドラインもしっかりと進めていただき、そし

て顧問の負担のところもおっしゃっていただきました。国のほうは、教員の働き方改革の中で、土日の部活動が10年前に比べて約2倍になっているという指摘がありました。長時間労働の大きな要因でもあります。このことについても十分に議論をしていただかないと、形だけでやってしまうと、結局は形骸化されてしまうと思いますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

若者就労支援の強化をとということで、ジョブカフェおしごと広場みえについて、3点質問いたします。

ジョブカフェとは、県と国の機関等が一体となって、若者就職支援を1カ所で、ワンストップで無料で受けられる場所のことです。三重県では、津駅に隣接するアスト津の3階にあります。平成16年に開設されて、今年で14年目となりました。

(現物を示す) これがパンフレットです。

対象者は、大学、短大、専門学校などに在学中の方、34歳以下の若年者の方、現在フリーターの方で、安定した就職を目指している44歳以下の方、Iターン、Uターン就職を希望している方です。

(パネルを示す) このパンフレットの内容を見ますと、かなりきめ細かな内容でございます。就活デビュー講座では、身だしなみアップ術とか魅力あるエントリーシートの書き方、就活メイク術などもあります。それから、就活実践セミナー、模擬面接会、キャリアカウンセリング、労働法を学ぶ、こんなセミナーもありますし、企業訪問バスツアー、職場体験実習、インターンシップなど、本当にすばらしいメニューがそろっております。私、こういうところに、たくさんのそういった三重の若者が行ってくれるといいなと思っているのですけれども、なかなかそのあたりのところが少し停滞しているかなということで、今回質問をさせていただきます。

運営しているのは三重県、三重労働局、ハローワーク、三重県労働福祉協会、これは厚生労働省の事業を受託しています。そして、今年度からは公益

財団法人三重県産業支援センターが三重県の事業を受託して加わっており、4者が連携して運営をする形となっております。

今の三重県内の若者の就労状況でございますけれども、就職が決まらないまま卒業したり、中途退学したりする学生がいます。それから、卒業後3年以内に離職する者は、三重県内では大卒者の約3割、高卒者の約4割、中卒者の約7割が離職しています。若者の就労がいかにな不安定かというところを示す数字だと思います。

このような状況の中ですが、先ほど申し上げたように、なかなか利用状況は芳しくありません。おしごと広場みえにおける登録者数は、平成23年2524人に対して平成28年は1681人に減少しています。学生のほうは平成23年993人に対して、平成28年1025人と少し増えているのですが、既に卒業して離職している者の登録者数は、平成23年が1531人に対して、平成28年は656人と約40%に落ち込んでしまいました。

このような利用状況について、その要因や課題、取組状況についてお答えいただきたいと思います。

そして、2点目ですけれども、三重県産業支援センターが今年度、事業受託をしたということで、ホームページには、三重県産業支援センターとタイアップして、おしごと広場みえがパワーアップというふうに紹介をされています。どのようにパワーアップしておられるのか、その点についてもお答えください。お願いします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） おしごと広場みえにつきまして、2点御質問を頂戴いたしました。

まず1点目、登録者数が減少している要因、増やすためにどのように取り組んでいるのかという点について御答弁を申し上げます。

県では、学生や卒業しても就職できない方、離職者等の若者の就労をワンストップで支援するため、平成16年度から三重労働局等との連携により、おしごと広場みえを運営し、キャリアカウンセリングや模擬面接など、様々な

取組を進めてまいりました。

登録者数が減少している要因としましては、近年の雇用情勢の改善に伴い、来所者数が減少していることのほか、おしごと広場みえの認知度が不足していることも一因であると考えております。

おしごと広場みえを訪れたことのない離職者等をターゲットに、認知度を向上させ、これまで以上に求職者へアプローチしていく必要があるというふうに考えてございます。

このため、平成29年度は、おしごと広場みえのホームページのリニューアル、街頭啓発の実施等によりまして広報機能の強化を図っております。

今後は、高校や大学等への訪問によるニーズの把握に加えまして、学生にはSNS等を活用しました情報提供、既卒者等には街頭啓発や公共施設でのPRなど、ターゲットを明確にした広報活動を展開していきたいというふうに考えてございます。

このような取組を通じまして、認知度の向上、利用者の増加を進め、若者の希望がかなう就職につなげていきたいというふうに考えてございます。

今年度の登録者数につきましては、9月末現在でございますけれども、同年前月比で34%増という数字になってございます。

続きまして、三重県産業支援センターとのタイアップによってどのようにパワーアップしているのかという御質問に御答弁を申し上げます。

新卒者の離職率が高どまりをしている現状を打破するためには、企業と若者双方への早期離職を防ぐための取組が重要でございまして、おしごと広場みえにおいても、企業ニーズと求職者ニーズを的確に把握し、その橋渡しをしていくことが求められております。

こうしたことから県内企業との強いネットワークや企業支援のノウハウを持つ公益財団法人三重県産業支援センターに、平成29年度からおしごと広場みえの運営を委託しまして、新たに企業の人材確保や定着促進を図るための取組を実施しております。

現在、これまでの取組に加えまして、新たにミニ合同企業説明会や企業と

若者との交流イベント等を実施したほか、おしごと広場みえサポーター企業として、人材確保、定着に積極的に取り組む企業27社に登録いただくなど、企業とのネットワークづくりを進めている段階でございます。

しかし、これらの取組は緒についたばかりでございまして、新規事業実施に向けてのさらなるノウハウの蓄積やスキルアップ、関係機関との円滑な調整など、まだ課題が多いのが実情だというふうに考えてございます。

今後は、来所者データやイベントアンケート結果を分析いたしまして、求職者向けには、企業が求める人材要件を満たすためのセミナー等を開催するほか、企業に対しては、採用、人材育成力向上のための講座等を展開するなど、早期離職の防止につながる、質の高いマッチングを実現していきたいと考えてございます。

〔24番 杉本熊野議員登壇〕

○24番（杉本熊野） 雇用情勢が回復基調にあるのではというお話がありましたけれども、とはいえ、やっぱり若者の就労って不安定だと思います。4割が非正規雇用というふうに言われております。まだまだ安定したところを求める若者の支援というのは大事だと思いますので、認知度のところが私も課題やと思います。ぜひお願いをしたいと思います。

この前の質問で稲森議員から、中途退学者についての情報提供の仕組みをつくってはどうかという提案がありましたけれども、本当に必要な若者に必要な情報が届いているかどうか、そここのところの検証をしっかりとさせていただいて、利用者がさらに増えていくような形でお願いしたいと思います。

その際に、常々、私は思っているんですけど、おしごと広場みえの雰囲気ってとても暗いです。場の雰囲気が暗いと思うんです。もっと明るく元気な感じだといいなと通るたびに思います。若者ですから、おしゃれな感じも大事かなと、カフェのような感じがいいなと思います。

というのは、やっぱりC o t t i菜と比べるとです。C o t t i菜も最初はあその場所は、本当に奥まった暗めであんまり利用者の多いところではありませんでした。ですので、大丈夫かなと思ったんですけども、やっぱ

りデザイン、オープンな感じのデザイン、もちろんあそこの発信力や働く人たちの力が一番ですけれども、やっぱりデザインの力というのがすごく大きいと思うんです。

それを思ったときに、おしごと広場みえももう少し何とかならないかなと、若者が魅力的に感じるようなレイアウトであるとかデザインにぜひ。そのことは要望させていただきたいと思っております。

それから、三重県産業支援センターへの事業委託でございますけれども、3394万円、7人の職員が配置されるということになりました。今年度、始まったばかりですのでこれからだということですが、少し今年度の事業については不発なところもあったように聞いております。中小企業が人材確保を求めていると、そういうところとのマッチングというのが、やはりこれから若者にとっても、三重県の中小企業にとっても大事だと思いますので、ぜひ三重県産業支援センターの力が生きるような形で来年度、展開をしていただきたいと思います。そのときに、運営主体が4者ありますので、4者の連携をどうマネジメントしていくかということが非常に大きいと思いますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、Iターン・Uターンの就職促進についてでございます。

(パネルを示す) 三重県の高校卒業者の進学状況であります。大学への進学状況につきましては、三重県内には20.6%、約2割しか残りません。約8割の学生が県外へ進学します。中部圏へ約4割、関西圏へ約2割、関東圏へ約1割でございます。

その中で、51.83%の学生が就職のときは地元へ戻りたいと希望しています。

(パネルを示す) 実際にはどうかといいますと、県外へ進学した大学生の3割程度しか県内企業等に就職していません。関西の大学から平成28年度は20.76%、約2割、中部圏の大学からは37%が戻ってまいりました。

このような中、中部圏、関西圏の大学等を中心に、三重県は大学と就職支援協定を締結し、就職支援情報の提供や就職セミナー、保護者会なども開催

して、Uターン就職に取り組んでいます。協定締結校は関西圏で6校、中部圏で3校でございます。

知事も立命館大学、近畿大学、龍谷大学で講演をしていただきました。県外へ流出した学生のUターン就職の促進について、知事のお考えについてお答えをいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 県外からの学生のU・Iターン就職をさらに進めるための考え方ということであります。

地域の持続的な成長と発展を成し遂げるには、次代を支える人づくり、人材確保が喫緊の課題であると考えます。

一方で、県外大学で様々な知識を習得した多くの学生は、そのまま都市部に就職する傾向があります。本県経済の活性化と地域振興を進展させるためには、これらの学生が三重の地で就職し、その能力を存分に発揮いただくことが必要不可欠です。

東京に設置しているええとこやんか三重移住相談センターに、県外大学に在籍する学生へのアプローチを行うため、就職相談アドバイザーを配置し、U・Iターン希望者の相談に応じるとともに、大都市圏で就職セミナーを開催し、これまで合計400名を超える参加をいただきました。

参加者からは、県内の企業について深く知ることができた、三重に就職するメリットがわかったとの声をいただいています。

来年2月には、多くの学生が進学している大阪市内において、私と広島県知事が参加する合同U・Iターン就職セミナーを開催し、学生に対し働き方改革等に取り組む両県の魅力をPRします。

また、学生の就職に力を入れている県外の10大学と就職支援協定を締結し、メルマガの発信、大学での県内企業説明会の実施、保護者会での情報提供を行っています。また、私自身も大学へ赴いて、三重の暮らしやすさ、働きやすさなど、大都市にはない魅力を存分にPRし、三重で活躍していただきたいという思いを伝えています。来週12月11日も中部大学にお邪魔する予定で

あります。

学生が働く魅力を体感する方法の一つとして、インターンシップも有効です。本県では、学生の成長や企業の魅力向上にもつながるインターンシップを実施しており、今年度は新たに県外9大学の学生から参加をいただきました。

また近年、多くの学生が就職に関して、個人の生活と仕事の両立や働きやすさを重視しています。ある県内企業では、働きやすい企業を前面に打ち出しリクルート活動を行ったところ、これまでの5倍のエントリーがあり、愛知県や大阪府の学生の採用に至るなど、企業の魅力アップとその発信がU・Iターン就職にも効果的であることを確信したところであります。

三重県は、働き方改革先進県として県内企業の働き方改革にも積極的に取り組んでおり、今後もそういった県内企業の魅力向上、魅力発信に努め、県外で暮らす学生が、三重で就職したい、三重で暮らしたいという思いを持っていただけるよう、しっかりと取組を進めてまいります。

昨日も中部国際空港株式会社等と合同で津市で学生向けの就職活動と、あと「旅。世界から感じる。」というセミナーをやったんですけども、そこに津市美杉町出身で、今度APU、立命館アジア太平洋大学の学長になられる出口氏がお越しいただきました。出口氏は立命館大学の副総長も兼ねるということでありましたので、ぜひU・Iターン、よろしく願いますということを申し上げてまいりました。

こういういろんなつながりなどを総動員して、しっかりU・Iターンが促進されるように頑張っていきたいと思います。

[24番 杉本熊野議員登壇]

○24番(杉本熊野) 様々お取組をいただきありがとうございます。

改めて感じたことは、三重の魅力というのは働きやすい、暮らしやすい、そんなところかなと思いますし、若者はそういうところを今、やっぱり希望しているということが本当に今、明らかになっているところだなと思います。知事の若い力を存分に発揮していただいて、呼び込んでいただけたらと思い

ます。51.8%の学生が地元へ帰りたい、関西圏からは約20%しか帰っていない、このあたりがポイントかなというふうに思っているところです。どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、続いて三重県総合博物館のことについて質問をさせていただきます。

開館3年半入館者100万人突破、これまでの成果と今後の取組についてでございます。

三重県総合博物館、この9月16日に入館者100万人を突破しました。100万人目は、四日市市在住の前葉一輝さん、39歳。新聞記事によりますと、長女優輝さん5歳や妹さん家族らと5人で来館し、「娘が恐竜やカモシカなどのジオラマが好きで、5回ほど訪れています。生まれたばかりの息子が大きくなったら、妻や息子も連れて家族で来たい。」とのコメントを述べられておりました。

三重県総合博物館、これまでに17回の企画展示をしていますけれども、一番入館者が多く人気の高かったのが、この100万人を突破したみんなののりもの大集合でした。

私、企画展示の入場者数ベスト5を調べました。このとおりでございます。

(パネルを示す) 1位、みんなののりもの大集合、2位、Mi e Mu 発進、3位、でかいぞミエゾウ、4位、大変動の地、5位、The NINJA～忍者ってナンジャ。これがベスト5なんですけれども、これを見てわかったこと、気づいたことがあります。

2位のMi e Mu 発進は開館時の記念の企画ですから多数御来館いただいたと思いますが、ほかの企画は全てターゲットにしているのが子どもであります。そして、開催期間は夏休み、あるいは冬休みの期間中であることなどが共通したところであります。

そして、100万人の入館者の内訳を見ますと、展示観覧者数、64万8457人のうち、高校生以下の子どもの数は25万3906人、39.2%、約4割となっています。

さらに、子ども体験展示室利用者は29万6210人。ここは大人もいますが、圧倒的に子どもの数が多いです。展示は見ずに、ここだけ目当てに入館される方もあります。

トータルすると、5割以上が子どもだということになります。

博物館建設に当たっては様々な議論がありました。野呂前知事が構想し、現鈴木知事が建設を決断していただきました。平成20年3月に公表した新県立博物館基本構想では、次代を担う子どもたちを育む未来志向の博物館とうたわれています。そして、新県立博物館基本計画では、子どもたちが、三重への理解や愛着を深め、将来への夢や希望を持ち、未来を拓くきっかけを得るような場としていきますと示されました。

当時の野呂知事からは、この議場で、わくわくどきどきの博物館という言葉や、子どもを育み未来を築くための投資という言葉を何度も聞かせていただきました。

そして、鈴木知事が就任当初に建設することを大英断されたのは、子どもたちのためにいう思いがあったからだと同ってもあります。そんな思いが今、形になってきていると思います。

高校生以下の入館料、子どもは無料ですから収益はゼロ円です。半数以上の入館者の収益はゼロ円です。

けれども、子どもたちの文化や科学への興味、関心を深め、学びへの意欲を高めている教育的効果は大です。これはお金にはかえられないものだと思います。博物館の価値はお金や数字だけではかれないと、改めて実感をさせていただいております。

初代の布谷館長、2代目の大野館長はじめ、学芸員や職員の皆さんの大変な御尽力のたまものだと思っております。開館当初は1000時間を超える時間外勤務がずっと続いておりました。その頑張りのおかげだというふうに思っております。

そこで、質問をさせていただきます。開館4年目、これまでの成果と今後の取組についてお聞かせください。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 三重県総合博物館（Mi e Mu）のこれまでの成果と今後の取組につきまして、御質問いただきました。

Mi e Muは、平成19年に構想の検討が始まり、平成26年4月に開館いたしました。開館以来、3年半余りが経過しましたが、これまで多くの方々にお支えいただき、今の博物館があるということをまずもって感謝申し上げます。

それでは、これまでのMi e Muの取組におきまして、私どもが成果として考えている点を御説明したいと思っております。

1点目は、子どもをはじめ、多くの方に来館いただき、三重の多様で豊かな自然と歴史、文化の素晴らしさやアイデンティティを再認識していただいたことでございます。

Mi e Muは、現在開催中のオリンピック・パラリンピックをテーマにした展覧会をはじめ、自然と歴史、文化など様々なテーマで18回の企画展を開催しており、展示観覧者につきましては本年11月末現在で78万人を超え、来館者につきましては、105万人を超える皆様にお越しいただいております。

開館初年度の平成26年度につきましては来館者が36万人、展示観覧者は30万人を超える実績でしたが、27年度は来館者、展示観覧者とも減少する結果となりました。この結果を踏まえ、1人でも多くの方に来館いただこうと、平成28年度は化石や忍者といった大人だけでなく、子どもにも親しみ深いテーマの企画展を開催することで、展示観覧者は増加に転じております。

今年度は、来館者、展示観覧者とも昨年同期を上回っておりまして、特に先ほど御紹介いただきました夏に開催した乗り物をテーマとした展覧会は、これまでの企画展中最多の観覧者となるなど、好調に推移しております。

特にMi e Muでは、三重の未来を担う子どもたちが館を訪れ、三重について深く学ぶ場となるよう注力してまいりました。

例えば、展示と連動したワークシートの作成、活用、あるいはワークショップの開催などに取り組みましたけれども、この結果、展示観覧者のう

ち子どもが4割を占めるなど、多くの子どもたちに利用いただけたものと考えております。

成果の2点目といたしましては、博物館の重要な役割である資料の収集、保存についてでございます。

M i e M u の所蔵資料につきましては、旧博物館時代の28万点から現在56万点へと倍増しております。

これは自然と歴史、文化に関する資産を保全し、次代に引き継ぐという大きな意味のあることだと思っております。

成果の3点目は協創と連携の取組でございます。M i e M u では、効果的に活動を進める二つの視点として、県民、利用者の皆さんとの協創と多様な主体との連携を掲げております。

この点に関しましては、ミュージアムパートナーやボランティアの皆さんとともに活動を展開できていることや、数多くの企業に博物館の活動を支援する企業パートナーシップ会員として御協力いただいていることが挙げられます。

特にコーポレーション・デーの取組、これは協賛いただくことで特定の日には基本展示観覧料が無料になるとともに、協賛いただいた企業等は自らの活動のPRができる、そういった取組でございますが、これは全国的にも非常に注目を浴びております。

これまでの成果として、幾つか主なものを挙げさせていただきましたが、開館以来、M i e M u では、まずより多くの方に御来館いただくための展示やイベントに重点を置いて取り組んでまいりました。

今後の取組でございますが、展示等と並んで博物館の重要な使命である収集、保存や調査、研究、気軽にM i e M u にお越しいただくことができない方に向けた移動展示といったアウトリーチ活動、こういったものにもより一層注力して取り組む必要があると感じております。

そのためには、人員や予算といった限られた経営資源をいかに活用するかが重要で、まずは業務の効率化など様々な見直しを進めたいと考えております。

そうしたことで、MieMuの使命でございます三重の資産の保全・継承、人づくりへの貢献、地域づくりへの貢献を果たし、より魅力ある博物館にしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔24番 杉本熊野議員登壇〕

○24番（杉本熊野） 三重の特徴、全国的な特徴の中で、やっぱり企業との連携というのはすごくあって、三重の企業の皆さん、本当に御協力いただいているなというところを見させていただいております。感謝申し上げたいと思います。

先ほどからずっと成果を言っていたのですが、私はやっぱり一つ心配しているのはこの間、企画展をやっていかなければと、たくさん入館者をという中で、収集、保存のほうは増えているということなんですけれども、調査研究のあたりが少しとまっているのではないかとか、少なくなっているのではないかというところがすごく気になっています。やっぱりいいものをつくっていくには、そこの部分が非常に大事だと思いますので、そのあたりのところを少し深めていただけたらなとか、バランスの問題だと思いますけれども、お願いしたいと思っております。

そして、今年、職員を福井県に派遣していらっしゃると聞きました。福井県立恐竜博物館に派遣していらっしゃるということで、私も県外調査で行ったことがあるんですけれども、本当にわくわくドキドキする博物館です。所管が観光局ということだったというふうに思いますので、またそういったところが今後加わっていくといいなというふうに思っています。ますます期待をし、これからも博物館に通い続けたいと思いますので、どうぞさらなる充実をお願いしたいというふうに思います。

では、最後の質問に移らせていただきます。あと3分になってしまいました。やっぱり質問事項が多く、早口でやったのですけれども、こうなりました。

健康福祉部の組織見直しの考え方と方向性についてということで、健康福

祉部が今度変わります。医療保健部と子ども・福祉部というところが変わるという提案がされているところでございます。

そういうふうな形に提案のあった考え方とその方向性について、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。私は特に医療と介護の一層の促進ということにおいて、県立一志病院の関連もありまして、この点については注目をしているところですので、よろしくお願いたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 健康福祉部の組織見直しの際に、医療介護の連携についてどのように考えたのかということでございます。

少子高齢化の進展など社会経済情勢が変化する中、健康福祉部が所管する行政へのニーズは年々高度化、複雑化しており、新たな課題に的確に対応していくためには組織体制を見直す必要があると考えました。

とりわけ、急速に少子高齢化が進む中、県民の方々の視点に立てば、急性期医療から在宅医療、介護までの一貫したサービスが確保されつつ、救急医療や居宅等で容体が急変した場合の緊急の受け入れ、介護予防や生活支援サービスの確保など、ニーズに見合った医療、介護サービスが地域で適切に提供される体制を整備していくことが重要と考えています。

折しも、平成30年度は三重県医療計画、みえ高齢者元気・かがやきプランなど医療、介護に係る次期計画、プランがスタートするタイミングであり、両方の各施策を整合的かつ密接に連携させるとともに、国民健康保険の都道府県化や地域包括ケアシステムの確立支援など、県が関与する医療介護に関する社会保障制度や、その果たすべき役割が大きく転換するタイミングであり、このタイミングを逃すわけにはいかず、県民の皆様の安心のため、万全の体制で臨まなければならないと強い思いを持っています。

こうしたことから健康福祉部の再編後は、医療保健部において、地域における医療及び介護の充実に向けた取組を総合的に進め、県民皆様一人ひとりができる限り住みなれた地域で、安心して生活を継続することができるよう、環境を整備してまいりたいと考えております。

[24番 杉本熊野議員登壇]

○24番（杉本熊野） ありがとうございます。

もう時間がありません。やっぱりそういったところで新しい、いろいろ懸念のことはあります。私、所管の常任委員会などで詳しくはやらせていただきたいと思いますが、最後に一つ申し添えますのは、そういった中で、県立一志病院の果たす役割はこれまで以上にも大きいものがあると思います。その中での県の役割、人材育成であるとか、そこを実践モデルとして一志病院でやっていくとか、そしてそのことを踏まえて市町への支援体制を整備していくとかそういったところが今、検討会の中でも示されておりますので、そういったところも十分に進めていただきながら、組織改正のところは先ほど知事が言っていたような形で進んでいくことを切に要望いたします。質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（舟橋裕幸） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分開議

開

議

○副議長（水谷 隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（水谷 隆） 県政に対する質問を継続いたします。30番 服部富男議員。

[30番 服部富男議員登壇・拍手]

○30番（服部富男） 改めましてこんにちは。自民党会派、三重郡選挙区の

服部富男でございます。

少し質問に入らせていただく前にお話をさせていただきたいと思います。

午前中の我が会派の田中祐治議員から、松阪市嬉野の交通の問題で交通事故等々の質問をされました。私も昨夜、「警察24時」というテレビを見させていただきました。松阪警察署の刑事の皆さん、そしてまた巡査の皆さんがしっかりと対応していただいているのも拝見させていただいて、そして女性白バイ隊の皆さんの御活躍も見させていただきました。心から感謝と敬意を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それで、少し睡眠不足に陥りまして資料をまとめなきゃいけないのがちょっと遅れてしましまして、どうなることやら、少しはしよるような状況かも知れませんが、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問に入らせていただきたいと思います。

1番の三重県動物愛護推進センター（あすまいる）について、お尋ねをさせていただきます。

私も、この質問に対しては何年も前からこの議場におきまして三重県動物愛護推進センターの整備、そしてまた運営についてのお尋ねをさせていただいて、要望させていただいたところでもございまして、今年、平成29年5月28日、オープンをしていただきました。そのオープンときには私、欠席をいたしまして、皆さんからおしかりを受けた状況の中で、あれだけ言っというおまえ、何も来んだやないかということでございまして、他の公務がございましたのでお許しをいただきました。

実際に、この12月2日、2日前ですが、この三重県動物愛護推進センターのほうにお伺いをさせていただいて、ちょうど休館日だったんですね。土曜日ですから。それで、職員の方、獣医師の方がお二人おみえでございました。当直ということで、お話を実際に聞かせていただけてきました。

実際、まだ6カ月ぐらいの状況の中で、この5月28日から10月31日までの間、来館者数は3432名ということを記録しております。そして、犬猫の譲渡

の数にしても、犬が56匹、そしてまた猫が154匹ということで、非常に効率よく譲渡がなされている状況でもございまして、獣医師のお二人、県の職員の方でございすけども、お話を聞かせていただいたところでもございます。

特に、四日市市とかやはり北勢地域、南勢地域もそうですが、ボランティアの皆さんが譲渡について非常にしっかりと対応していただいているという状況でもございまして、四日市市の動物愛護団体のつむぎ、そしてまた私の地元であります保護ネコかふえまたたび庵、そして鈴鹿市を中心にした北勢地域の地域猫の取組をされておりますNPO法人グリーンNet、そういったボランティアの皆さんともいろいろとお話を聞かせていただいて、今回の譲渡会、そのボランティアの皆さんは譲渡会を、しっかりとこの地域でやっておられること、本当に感謝をするところでもございます。

この三重県動物愛護推進センターで、休館日ではございましたけど、冊子をいただいてまいりました。（現物を示す）これが譲渡でつなごう命のバトンという冊子でございまして、職員の方にお尋ねしましたら、これが一押し of 冊子ですということもお話をいただきました。やはり里親を見つけて、しっかりと飼っていただく。この命、生まれてきた命を最後まで家族と一緒に過ごしていただく、そういった譲渡会がやはり命のバトンをつないでいくんだらうという思いで、職員の皆さんもおっしゃって見えました。

今、地域猫の取組、実際にTNRというような取組もございます。保護して、そしてまた捕獲をし、そして不妊手術をし、そしてまたリターン、戻すというような取組でもございますけども、地域では、やはり猫が多くなって困る、ふん害で困るというふうな形で、やはり地域の皆さんが憤慨をしておられるということでもございまして、これちょっと冗談で失礼をいたしました。実際、そういった形で命を守ること、一つの命が最後まで全うできるように、そして犬猫が増えないように、野良猫が増えないようにといったこのボランティアの皆さんの活動には、しっかりと対応していかなきゃいけないと。

そういった意味で公益財団法人どうぶつ基金と協働しまして、実際に、こ

の三重県動物愛護推進センター（あすまいる）の中でも、不妊手術をしておられました。実際、獣医師の皆さんが毎月、1度、来ていただいて不妊手術をしていただくわけでもございますけれども、実際に地域の獣医師の方には、なかなか難しい処置もあろうかというふうに思っております。実際、公益財団法人どうぶつ基金から派遣をされ、さくらねこ事業をしておられるところからの派遣、神戸から来る獣医師でございますけれども、1日に100匹ほど実際に不妊手術ができる技術を持っておられます。

やはり、三重県でもボランティアで三重県の獣医師の方も協力をいただいているようでもございますが、やはり専門の獣医師の方は非常に手が早い、なれたところで1日に100匹の不妊手術をされると聞かせていただきました。

実際、今もお話しさせていただいたように、猫の不妊手術の実績というものが、この4回、6月から11月まで4回ございまして、この数は650匹にも上る状況でもありまして、実際に多くの猫が持ち込まれ不妊手術が間に合わないような状況でもございます。ボランティアの皆さんも多数協力をいただいておりますけれども、対応する職員も時間が足りないほど、対応に追われているのが現状であります。

ここでお尋ねいたします。あすまいるの運営にはボランティアの皆さんとの協力が当然必要であります。今後どのようにボランティアの皆さんと連携をとっていかれ、運営をされていかれるのか、お尋ねをさせていただきたいと思っております。御答弁をお願いします。

〔田中 功健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（田中 功） 三重県動物愛護推進センター（あすまいる）でのこれまでの実績と、それからボランティアと今後どのように連携していくかについてお答え申し上げます。

今年5月28日に、待望の三重県動物愛護推進センター（あすまいる）が開所されました。このことによりまして、犬や猫の飼育期間を十分に確保することができるようになり、しつけや治療を行った上での譲渡が可能となったところでございます。

さらに、あすまいるを活用しまして効果的な啓発を実施するなど、動物愛護の取組を一層進めているところでございます。このあすまいるでは、殺処分ゼロに向けた取組、災害時などの危機管理対応の取組、様々な主体との協創の取組の三つの取組を強化していくこととしております。

まず、殺処分ゼロに向けての取組でございますが、犬や猫の譲渡を進める中で、11月30日現在で犬63匹、猫173匹の計236匹を新たな飼主に譲渡したところでございます。譲渡に当たりましては、犬猫の飼養管理やトレーニングのほか、負傷動物には必要に応じた治療を行うとともに、しつけ方教室や飼い方相談など、譲渡後のアフターフォローも行っているところでございます。

また、あすまいるでは、議員からも御紹介ございましたけれども、猫の殺処分数を減らすために、地域住民、関係団体、市町職員等と連携しまして、飼い主のいない猫を捕獲しまして、去勢、不妊手術をしてからもとに戻すTNR活動などを支援しておりまして、開所以来、682匹に手術を実施したところでございます。

さらに、普及啓発活動としまして、実際に飼育されております犬や猫にも接しながら、命の大切さや動物に関する正しい知識を学ぶ動物愛護教室、体験学習等を計55回開催するとともに、9月に動物愛護週間が1週間ございましたが、そのときにはスタンプラリーなど子どもから大人までが楽しめるイベントも開催したところでございます。

こうした取組を行うことによりまして、11月30日現在でございますけれども、3791名の方々にあすまいるへ御来館いただいたところでございます。

次に、災害時についても少し御紹介させていただきますと、災害時の危機管理対応についての取組としまして、災害発生時の緊急連絡体制を整備するとともに、災害時用のテント等を備蓄しております。また、ペットの防災グッズの展示なども行ってございまして、地域の防災訓練におきましてペットの防災対策に関する啓発等も行っているところでございます。

こうした取組は、議員からも御紹介ございましたけれども、県の動物愛護

管理事業に御協力いただきます動物愛護ボランティアをはじめとします、動物愛護推進員、県獣医師会等の関係団体等との連携なくしては成り立たないと考えておまして、これまで延べ235名の方々に御協力をいただいているところでございます。

今後も、あすまいるを拠点として、広く県民の参画を募るとともに、様々なボランティア団体等の主体と一層連携することで、殺処分ゼロの早期達成を目指した取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔30番 服部富男議員登壇〕

○30番（服部富男） ありがとうございます。

実際に、犬猫の管理というのは非常に大変な労力が要ります。隣接する建物の中に、公益財団法人三重県動物管理事務所がございまして、その職員の皆さんが犬猫の管理を引き受けてやっておられるわけでもございまして、当然動物の運搬等もやられるわけでもございまして、餌やりから運動までこなしておられるという状況でもありますし、特に職員の皆さん、大変な時間がかかるんだなという思いで私も考えてさせていただいておりました。

（現物を示す）これがちょうど今、どうぶつ基金におけるさくらねこ事業でございまして、こうして耳をカットする、桜の花びらのカットをすることで、これはもう不妊手術をされた猫でもございまして、これをずっとPRをするようにということでございまして、（現物を示す）これでさくらねこの不妊手術、実際に2万匹が無料でやられるということでございました。実際に、こうした取組も大変だなという思いでもございます。

やはり命を粗末にする、やはり無責任な飼い主の方が非常に多いのではないかなという思いでもございまして、やはり飼われた方の責任ということも、これからしっかりと対応するように、啓発事業もしていかなきゃいけないなということでございます。

（現物を示す）これもございまして。宣誓、無責任飼い主といったところの命を大事に、飼われた以上は最後まで看取るというような思いで飼っていた

だきたいということだというふうに思います。

こうしてあすまいるが非常に皆さんから三重県でも注目を浴びています。昨年、津田議員の御紹介で浅田美代子さんにお会いをさせていただいて、東京で少し食事をさせていただいたんですが、やはり動物愛護団体には加盟はしてないと思うんですが、お一人でしっかりと仲間を募ってやっておられる、動物愛護の推進者でもございまして、その当時、実際にあすまいるができた、この三重県動物愛護推進センターができたなら浅田美代子さんを館長に推薦するというようなお話もしてたんですが、実際にその希望が叶わなかった状況でもございまして、あすまいる大使でもいいですので、できれば浅田美代子さんを、これは無料で来ていただくということでもございまして、お金がかかるかわかりませんが、その点は言えませんが、ぜひよろしく。皆さんが言え言えと言うもんですから、今、言わせていただきました。

浅田美代子さんと私はお食事だけで終わっておりますので、何もございません。よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。

(パネルを示す) このパネルをごらんいただきたいと思います。

これは三重県水源地域の保全に関する条例ということで、平成28年の1月1日以降、水源地域内において森林の土地取引を行う場合は、事前届出が必要ということでもございまして、当然、水源地域内ということを知事が指定されたところの実際に保全を目的とする届出制度でもございます。

こういった質問をなぜかという理由もございまして。少し新聞の切り抜きを読ませていただきたいと思うんですが、政府の11月25日の発表の中で、これ中日新聞の中にあつたんだと思うんですが、コピーをさせていただきました。政府発表として、国境、離島の私有地対策検討、所有者不明や外国人名義について、政府が日本の領海や排他的経済水域、EEZの基点となる国境に近い離島にある所有者不明の土地や、外国人名義の土地について放置すれば、安全保障上の懸念になりかねないという対策、検討に入ったと。来年度、有識者会議を設置し、法整備の議論に入る予定であるというように発表をされ

ました。

今、この排他的経済水域の話題の中で、なぜこの今の県条例がかかわっているのかということでもございますが、国土交通省の北海道開発局に対して、夢未来懇談会という会合で基調報告をされました。これは株式会社北海道チャイナワーク、張さんという中国人の方が代表をしておられるわけなのでございますけど、北海道の人口、今500万人ある人口を倍増させて1000万人にするんだと、そういった戦略を説明されておられます。北海道の人口を増やす必要性としては世界的な人口流出の受け皿にする。これはどうやって増やすかといいますと、中国人の移住を求めて、中国人を500万人、北海道へ来ていただいてというよりも来させて、1000万人にするんだというような報告を北海道開発局にされております。当然、書面で報告をされております。

国土交通省は、当然それは蹴っていただくような状況になろうというふうにも思いますけど、どういうふうになるのか、ちょっと心配をするところでもございます。

ここでパネルをごらんいただきたいと思うんですが、（パネルを示す）これは平成28年度、昨年度ですが、今、北海道では201ヘクタールが1年間に外国の法人、外国人個人の方に売買が成立をされております。

（パネルを示す）もう1枚のパネルをごらんください。ちょっと見にくいんですが、小さいんで。これがちょうど今、平成18年から28年の10年間の取引の状況であります。実際、北海道では1311ヘクタールが外国の方、そしてまた外国人の法人の方に取引をされ、売買が成立をしている、こういった状況でございます。これ林野庁からお借りいたしました。

そういった流れの中で、今、北海道が危ないんだと。もちろん沖縄県、そして尖閣諸島、非常に厳しい状況で他国から領海侵犯を受けている状況でもございます。この11月になって、今、北朝鮮から木造の漁船が漂流を何度もしております。新潟県、秋田県、そして北海道にも漂流をされているこの現実があるわけでもございまして、実際に北海道のゴルフ場等も買われており

まして、2003年に民事再生法でゴルフ場が取りやめになった、そういったところのゴルフ場一帯を、210ヘクタールを中国の投資会社ボアオという中国系の香港にある企業が買収をされ、そして2014年にゴルフ場がオープンをされております。

今、こういった状況の中で、北海道の買収についてはゴルフ場が目的だとは言われておりますけれども、やはりほかに何かあるのではないかと。当然、有事の際には今、世界では水も不足する、そしてまた資源も食料不足に陥る、そういった状況の中で、当然中国も水不足、そして食料難に陥るだろうと、そういった目的で買われているのではないかなと。当然、用途を変えてでも畑にしたり、そしてまた水を汲む工場を作ったりしてやっていくのではないかと、こういうような懸念もされております。

この三重県水源地域の保全に関する条例で、このようなゴルフ場跡地等の土地所有売買に対する規制というものは条項があるのかどうか、私も条例を第1条から第20条まで読ませていただきましたけど、当然外国人等には売ってはだめだとかいう条項はございません。

ですが、やはり外国人を偏見な目でとめるわけじゃないんですが、そうした領土を守る、三重県にはこの外国の方が購入している土地取引は、今、水資源を利用する土地はないと、売買はなかったということでございますけど、やはり心配する状況でもあります。

ここでお尋ねをさせていただきたいのですが、三重県内では、平成28年1月1日、三重県水源地域の保全に関する条例が施行されて以来、外国が購入するという事例はないようでございますけども、今後現在の三重県水源地域の保全に関する条例において、中国、そしてまたその他の外国が用途もわからない状況で隠した状況の中で、広大な森林や水資源には関係のない原野やゴルフ場等を購入予定として届出が提出された場合、どのような規制ができるのかどうかをお尋ねをさせていただきます。

よろしく申し上げます。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、三重県水源地域の保全に関する条例の効果等につきまして御答弁申し上げます。

県では、県民にとって貴重な水の源であります水源地域の森林を適切に保全、管理していくために、水源地域の森林の売買等の実態を県や市町が事前に把握いたしまして、必要に応じて森林所有者等に適切な助言等を行うことができるよう、平成27年7月に三重県水源地域の保全に関する条例を制定し、平成28年1月から土地取引の事前届出制度を導入いたしました。

この制度におけるこれまでの届出件数は、平成29年11月現在、先月現在でございますが、延べ286件というふうになっておりまして、それらの届出内容などを精査いたしました結果、先ほど議員からも御紹介ありましたが、これまでに県内において外国資本による森林売買は確認されておりません。

条例の効果ということでございますが、県としましては、この条例の施行によりまして、土地の売主や買主に対して事前に助言等を行うことが可能となりまして、管理主体や所有目的が不明確な森林の増加に対して、一定の抑止効果が発揮されているものというふうに考えております。

また、近年増加しております太陽光発電施設の設置などについても、大規模な開発を目的とする森林売買等についても事前に把握することが可能ということで、そういうふうな効果が出てきているのかなというふうに考えております。このことによって、関係事業者等に対して、市町と連携して、法律や条例に基づく適切な手続等を助言できるようになったことも条例制定の効果であるというふうに考えております。

県としましては、引き続き、条例を適確に運用いたしまして、水源地域の適正な土地利用を確保してまいりたいというように思っています。

また、ダムの上流や簡易水道の水源など、特に重要な水源地域が該当いたします特定水源地域につきましては、保安林指定を推進するとともに、市町による公有林化等を促進いたしまして、取得目的が不明確な森林の売買や乱開発等を抑止していきたいというふうに考えております。

さらに、大切な水源地域の森林を森林所有者をはじめとする県民全体で

守っていくという意識の醸成に向けまして、条例のより一層の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔30番 服部富男議員登壇〕

○30番（服部富男） どうもありがとうございました。

今、届出が286件あったと。しっかりと精査をしていただいて、そういったところがなかったというようなお答えをいただきました。非常に難しい調査かも知れませんが、しっかりとした対応をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

少し急いで行きます。次の質問に入らせていただきたいと思います。次はクルーズ客船の受入体制についてであります。

議長、これは私、通告では知事に答弁を求める通告はこの項目はしておりません。実際に最後のところで一言知事に答弁をいただくかわかりませんが、よろしいでしょうか。お許しをいただけますでしょうか。

○副議長（水谷 隆） はい、許可します。

○30番（服部富男） ありがとうございます。突然、お願いをいたしました。

クルーズ船というのは、やはり四日市港、私も今、四日市港管理組合議会のほうで頑張らせていただいております。この9月定例会議会で山本勝議員も質問をされまして、我々自民党の中で山本勝議員の質問に余り関係のないところを攻めたいなというような思いでおりましたが、なかなかそうはいかない状況でもございますので、お許しをいただきたいと思います。

実際、三重県では、客船が寄港している港、四日市港と今現在は鳥羽港もあります。四日市港にも鳥羽港にも海外からの大きな客船が寄港する予定になっています。

（パネルを示す） ちょっとこのパネルをごらんください。

これは今度、今現在も四日市港、そしてまた鳥羽港に来ている船の案内でございます。飛鳥Ⅱ、につぼん丸、ぱしふいっくびいなす、これは日本の船でありまして、コスタネオロマンチカ、これはイタリアの客船であります。

これはダイヤモンド・プリンセス、大きな客船でありまして、実際にこのダイヤモンド・プリンセスもこの四日市港にも、そしてまた鳥羽港にも来ていただくということでございます。

ちなみに、この四日市港クルーズファンクラブというのが創設をされまして、今ここの下にございます。ただいま会員募集でございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

(パネルを示す) 続きまして、四日市港客船入出港情報ということでありまして、来年はこのコスタネオロマンチカ、これはイタリアの船が1月に来ます。そして、飛鳥Ⅱ、この6月24日から11月4日までダイヤモンド・プリンセスがこの四日市港にも寄港をされる予定でございます。

そんな中で、来年には海外からの客船が非常に多く来るわけでもございまして、実際にダイヤモンド・プリンセスには2706名の乗客数、そしてまた乗組員も1100名の大型客船でもございます。総勢3806名が四日市港にも、そしてまた鳥羽港にも来ていただくということでもありまして、四日市港に入られたその乗客の方は、三重県のいろんな観光地も回られるというふうにも聞いておりますし、今、1月2日に四日市港に来られるコスタネオロマンチカ、イタリアの客船にしても、実際オプションツアーというものがございます。日本の観光会社がそれを受け入れておりますものですから、オプションツアーを組んで伊勢神宮や、そしてまた御在所ロープウェー、湯の山温泉もどうも来ていただくような状況でございまして、ナガシマスパーランド、そしてまた伊賀流忍者博物館等、そして四日市市立博物館、四日市港ポートビル、こういったところも回られるというようなオプションツアーがございます。これは乗客の自由に選べる選択のところでもございますので、どこへ来ていただく、何名が来ていただくかはわかりません。

そうした中で、四日市港や鳥羽港がやはりこの大きな客船が来ることによって、近隣市町における経済効果も非常に期待するところでもございまして、山本勝議員が観光事業の活性化もお話をいただきました。ですが、やはりここは大きな経済効果をもたらす大きなチャンスになるのではないかとい

うふうにも思っておりますので、乗船乗客の受け入れをされる地域においても、各関係団体と市町、行政と連携をされて、新たなおもてなし政策や事業を推進され、展開をされるのではないかと想像されるところでもございます。

ここでお尋ねをさせていただきたいんですが、9月定例会会議において、この知事提案説明がありました。クルーズ客船誘致に向けて知事自らがアメリカのクルーズ客船を運行するノルウェージャンクルーズライン社の寄港決定権を持つ方にトップセールスをされたということもお伺いをしています、来年、四日市港や鳥羽港に初めて入港するダイヤモンド・プリンセスを運行するカーニバル・ジャパンの社長と面談もされ、その後の寄港について要望されたという取組をお聞かせいただきました。こうした取組を効果あるものにするためには、四日市港をはじめ県内関係者が連携をし、受入体制を構築していくことが重要でもあると考えます。県として、今後どのように取り組んでいかれるのかをお聞かせください。知事、よろしいですか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） クルーズ客船のさらなる誘致に向けて県内関係者が連携した受入体制の構築が必要と、そのためにどう取り組むのかという御質問でございます。

議員からも御紹介ありましたとおり、来年1月2日には、イタリア客船コスタネオロマンチカが四日市港に初寄港するとともに、6月以降は、英国客船ダイヤモンド・プリンセスが四日市港、鳥羽港へ初寄港します。

東アジアを中心にクルーズ需要の拡大が続く中、国内外のクルーズ船社には、多様な顧客ニーズに応えるため、定番の寄港地だけではなく、国内で新たな寄港地を発掘し、それぞれの船社にしかない地域の魅力を満喫できるツアーを造成したいというニーズがあります。

また、県内の市町や観光協会、観光関連事業者等においては、こうしたクルーズ需要の拡大や、新名神高速道路、霞四号幹線の開通等のチャンスを生かし、乗船客に県内の様々な観光地を周遊してもらいたいという期待が高

まっております。今後の取組として、客船の寄港状況や乗船客の来訪に際し、どのように取り組めばよいか、情報共有するための場をつくってほしいなどの要望をいただいております。

このため、県としましては、四日市港、鳥羽港における客船誘致団体をはじめ、市町や商工団体、観光関連事業者等、幅広い関係者の参画を得て、新たにクルーズ船の受入体制の充実、強化に向けた協議会を来年4月に設立したいと考えております。設立に向けてのキックオフとして、12月14日にクルーズセミナーを開催し、コスタネオロマンチカを運航するコスタクルーズ社の糸川社長にお越しいただき、訪日クルーズ船の動向や魅力ある寄港地にしていくために必要な取組等について御講演いただきます。さらに、四日市港客船誘致協議会から、クルーズ船の受け入れに関する現状と課題について情報提供を行い、幅広い関係者で共有したいと考えています。

今後、国内外のクルーズ需要や国の政策の動向等に関する情報収集に努めるとともに、地域の声をしっかりと受けとめ、関係者と情報共有しながら、県内の魅力ある観光周遊ルートの構築等を進め、クルーズ船誘致に取り組んでまいります。

〔30番 服部富男議員登壇〕

○30番（服部富男） どうも知事、ありがとうございました。

これからやはりこの客船の寄港を大きなチャンスと捉えていただいて、経済発展につなげていきたいと我々も考えておりますので、どうぞよろしくトップセールスのほど、お願いを申し上げたいと思います。

ちょうど熊野の大久保議員から教えていただきましたんですが、和歌山県の新宮港へも飛鳥Ⅱが寄港しておられるということでもありまして、紀宝町などの太鼓チームがお迎えやお見送りを行っておるということでございますので、実際、東紀州活性化にとってもやはり新宮というのは近い場所でもございますので、そうした寄港に対しても知事自らのトップセールスのほど、また東紀州のほうに誘客があるような状況で御支援をいただきますようお願いを申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

次の質問です。熊野古道伊勢路についてでございますが、今先ほどもお話をさせていただいたように、このクルーズ船が新宮市に来るということでもございまして、しっかりとしたこういったチャンスを捉えて、東紀州の誘客観光にもプラスになればというふうな気持ちで今回の質問をさせていただきました。

大久保議員からいろいろと教えていただきまして、実際に課題等もお話をいただきました。非常に熊野古道伊勢路について世界遺産登録から13年を迎えるということでもございまして、ちょうど3年前が10周年のこの記念事業があった状況でもございます。平成26年、その入込客数の調査を私も資料を見させていただきまして、26年に10周年の記念事業があった時点、26年には熊野古道に来られた方、42万8698名、そして27年には7万6000人が減少をし、35万2262名、そしてまた28年には32万7534人というふうな、この二、三年の間に10万人が減少している。もちろん、入込客数だけの表示で捉えるわけでもないんですが、やはり魅力のある発信をしていかなきゃいけないということで、私も質問に立たせていただきました。

こういった熊野古道伊勢路という冊子もあります。（現物を示す）これイラストが非常に描かれていて、すばらしいできればなんです。これを伊勢神宮から熊野三山までの実際にこういったイラストで展開をされておる、これ冊子、非常にすばらしいなというふうにも私も思います。

実際に、二、三年の間に入込客数が減っていく状況、これは三重県でも危惧をされている部分の観光地はたくさんあろうかというふうにも思います。今年は台風第21号の非常に激甚災害に指定されるほどの大きな被害が出ました。熊野古道にも被害が出ているのも確認もさせていただきました。

実際、環境保全や毎日の維持管理、非常に困難な状況も迎えます。伊勢路というのは伊勢神宮から170キロメートルあるというふうな状況、指定をされておるわけでございますけども、170キロメートルを整備するのは大変だろうと。そういったボランティアの皆さんもちょうど13年前は、世界遺産に登録される前はまだ若かった。実際に13年前という私も若かったんです。

そういった状況の中で元気もあったんでしょう。

ですが、ボランティアとして世界遺産登録をされるまで、そしてまた今、地域の整備のためにされた方々ももう高齢化してきている。こういう状況の中で、やはり熊野古道を守っていかなきゃいけない、そういった担い手の若い方が当然必要になってまいります。

先ほどもお話しさせていただいて、実際に熊野古道伊勢路170キロメートルというものを非常にアピールさせていただいております。PRもさせていただいておりますが、実際、その伊勢神宮から熊野三山までの間、古道の整備はもちろんですが、実際、統一感がない。伊勢神宮から熊野三山へ行く伊勢路ですよという表示をつけていただいた伊勢市があったとしても、実際にそこを通る市町の状況の中では、また看板が違ったり何かするわけであります。

実際、外国の皆さんも観光を目的に、そしてまた健康を目的に、歴史を目的に、文化を目的に今、熊野古道にもたくさん来ていただいている方があるわけでもございまして、そうした方の案内というものを、しっかりとおもてなしの心を持って、三重県独自の熊野古道伊勢路、ここから何キロメートルというふうな、そういった統一した標識が当然必要ではないのかなというように考えております。

ここでお尋ねをさせていただきたいと思います。関係する市町においてもいろいろな標識が今もお話しさせていただいたように設置されております。熊野古道伊勢路の統一した標識設置が必要だと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

〔伊藤久美子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子） 熊野古道伊勢路を歩くためのわかりやすい案内やサインの統一整備につきまして、御質問を頂戴いたしました。

熊野古道伊勢路では、平成16年の世界遺産登録を機に、来訪者が安心して歩くことができるよう、まずは4キロメートルごとに、そして世界遺産登録エリアの峠には100メートルごとの統一した道標を整備させていただいてお

るところでございます。

また、先ほど御紹介いただきましたガイドマップ等のほかにも、平成27年度からは、スマートフォンを活用したルートガイド熊野古道伊勢路ナビの日本語版と英語版を提供しているところです。

一方、熊野古道の保全と活用につきましては、世界遺産への登録前から熊野古道協働会議を設置いたしまして、官民一体となって取組を進めてまいりました。現在、同会議では、伊勢志摩サミット開催以降、伊勢路を歩く外国人が増えていることもあり、よりわかりやすい案内サインの整備について検討しているところでございます。

スペインの世界遺産サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路では、ホタテ貝をモチーフにしたわかりやすい目印により、来訪者が迷わずに歩くことができるようになっております。

熊野古道伊勢路におきましても、既設の道標など案内サインへの英語表記の追加に熊野古道協働会議で取り組ませていただきますとともに、わかりやすい目印の整備により、伊勢から熊野まで統一し、誰もが迷わず安心して歩くことができる環境づくりを官民が一体となって進めてまいります。

〔30番 服部富男議員登壇〕

○30番（服部富男） どうもありがとうございました。

ぜひ、この熊野古道伊勢路をまた新たな観光名所として活性化がされますことをよろしくお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきたいと思っております。

国定公園と東海自然歩道整備についてでございます。これは私も今年の2月28日、2月定例会会議において一般質問をさせていただきました。何でもまたこの10カ月後にこんな質問するんだということを皆さん、疑問に思われるかもわかりません。

実際、鈴鹿国定公園、そして東海自然歩道といったところの整備が非常に状況の悪く中で、9年前にも何度も言いました、平成20年に菰野町を中心に、そして鈴鹿山脈を中心にゲリラ豪雨に襲われて、まだ非常に災害の傷跡が

残っている部分がたくさんあるということも確認もさせていただきました。

ちょっと急いでおりますので、パネルで紹介をさせていただきたいと思えます。

(パネルを示す) これが、鈴鹿国定公園と室生赤目青山国定公園、これがまた県立公園ということでもございまして、この中の写真にありますように、菰野町の東海自然歩道の中に実際にこれだけまだ災害のところが残っています。東海自然歩道を直すのにはこの部分、菰野町の部分は林道が整備されないことには、なかなかこの現場まで行けない状況でありますし、この部分が亀山市のほうですね。これ2枚が亀山市のところ。これも亀山市なんですね。実際に、これも津市に当たる部分だというふうに思いますが、まだこれだけの歩道等整備がなされていない現状でもございますので、これは台風第21号の今年の影響でなった部分ではありません。

そうしたまだまだ未整備の部分、それと市町としっかりと協議をしなきゃいけない部分、市町と協議をして、そこまで行ける現場、車で行けるような状況にしなればいけない。こういう状況の中で、まだまだ残されている部分が非常にあるということも現実に申し上げたところでもございまして、今後、こうした鈴鹿国定公園、来年50周年を迎えます。そして、湯の山温泉開湯1300年の事業もございます。今、森が非常に弱っている、傷んでいる状況の中で、やはりしっかりと安全・安心の歩道、そしてまた森林の環境づくりというものを、しっかりと対応していかなきゃいけないのではないかなという思いでもございます。

もっと詳しくお話をさせていただければいいのですが、時間の都合上、ここで当局の答弁を求めたいと思います。実際に東海自然歩道の未整備のところについて、そしてまた鈴鹿国定公園、そして室生赤目青山国定公園に対してもどのような対応をこれからしていかれるのかをお尋ねをさせていただきたいと思います。お願いします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 東海自然歩道、また鈴鹿国定公園等の整備とい

うことでお答えをさせていただきたいと思います。

県内の東海自然歩道は、全長約197キロメートルということでございまして、鈴鹿国定公園や室生赤目青山国定公園などの自然景観を楽しみながら歩けるコースということで、長年にわたって多くの方々に親しまれているというところでございます。

しかしながら、先ほども御紹介がありましたけども、完成から40年以上が経過いたしまして、歩道の手すりなどの老朽化が進むとともに、台風等によって、のり面や路肩の崩壊などが発生しております。

このため、県では、崩壊したのり面など、緊急的に整備が必要な箇所を市町や地域の方とともに調査をいたしまして、国の交付金等を活用して早期復旧に努めてきたところございまして、引き続き対応を行っていききたいというふうに思っています。

また、今後はこうした整備に加えまして、引き続き、市町や地域の方と詳細な現況調査を行いまして、老朽化した箇所等の応急整備などの実施、また復旧困難な箇所等における迂回路の設定でありますとか、あるいは地域や企業と連携した簡易修繕等の実施などによりまして、訪れる方々がより安全・安心に楽しみながら散策できるよう、しっかりと取り組んでまいりたいというように考えております。

以上でございます。

〔30番 服部富男議員登壇〕

○30番（服部富男） ありがとうございます。ぜひ早期の対応をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。4番目の農地集積の現状と課題についてであります。

時間がありませんので、次の6次産業化や地産地消取組への支援についても続けていかせていただきたいと思います。

特に平成25年に成立した農地中間管理事業の推進に関する法律の制定によって、平成26年3月から農地中間管理機構の指定がありました。そんな中

で、この三重郡、私の朝日町でもございますが、前回もお話をさせていただきました。ちょうど4年前になろうかと思います。そうした集積をこの法律施行を利用させていただいて、農地中間管理機構の中に入れていただいて集積をしっかりとされ、そしてまた担い手づくりにも励んでおられるわけでもございまして、特にこの集積がなかなか進まない、実際に朝日町は農地中間管理機構を利用した形でいけば、耕地面積の約80%以上が今、集積が終わっているというような状況でもございます。三重県全体を見渡していただくと、なかなか市町によって格差がありまして、農地中間管理機構を利用しているところとしてないところ、お互いの個人の貸し借りで実際に集積をしている部分というのが非常に多い地域もありました。この農地中間管理機構の窓口を使っていくという気持ちがなかなか地域にはないのかなど。実際に誰が使われるかわからないのは俺はよう貸さんという土地の方もおみえだろうというふうにも思っています。

実際に朝日町は今、お話しさせていただいたように、耕地面積による集積割合は54.6%で三重県では4位ではありますけれども、農地中間管理機構を利用した集積、そしてまた担い手をしっかりとした形でつくっていく、そういったところの比率はやはり88.4%というふうな形で非常に大きなウエートを占めておりますので、ここでやはり三重県における担い手の農地利用集積において、市町においてこれだけ大きな差がつくのはどういうことなのか、私も疑問に思うところでもございますので、その課題とどのように評価されているのかをお尋ねさせていただきたいと思います。

それと、次の質問でございます。6次産業化でありますけれども、実際に朝日町の面積は耕地面積、非常に少ない。普通の畑と田をまぜても126ヘクタールしかない。当然、町の面積は5.99平方キロメートルといったところで、非常にコンパクトシティであるということでもございます。朝日町は東芝等があつて、産業の町として栄えてきた町でもありまして、まだ今この小さな農地を利用して、これからしっかりとした6次産業化、そしてまた松阪市で、新聞にも載ってございましたけれども、地元の産物を利用して中学校、小

学校47校に提供するというような事業も拝見もさせていただきました。朝日町には中学校1校、小学校1校しかありません。ですから、農地が120ヘクタールの小さな農地であったとしても、実際に1度は地場産物を小学校、中学校の給食にも使ってもらいたい、こういうような意気込みを持った担い手の方もおみえですし、朝日町の町議会の皆さんも一致団結して、これから農業を推進していこうじゃないかという思いでおられます。

その点、三重県の今、こういった小さな農地に対して、どのように6次産業化、そしてまた地産地消も踏まえた政策を推進していけるのか、アドバイスも含めて三重県のどのような支援策があるのか、考えておられるのかもお尋ねをさせていただきたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、2点質問いただきました。まず最初のほうの農地集積における課題と今後の取組ということで、お答えさせていただきたいと思います。

まず県内の農地集積の状況でございますが、各市町によってばらつきもあるというふうに認識しておりまして、原因としては個別の原因はあるものの、概してお答えさせていただきますと、集積率が高い市町はこれまで水田農業が盛んで、基盤整備などが進んだ平坦地域が多いというふうに考えておりまして、その中で地域の話し合いが行われまして担い手の確保と明確化、地域の合意形成が行われてきているというふうな地域かと思っております。

一方で集積率が低い市町については、そもそも水田の面積が少ない、あるいは条件的にも不利な中山間地域の市町で、担い手不足ということもございまして、集積化がなかなか進まない状況にあることが多いというふうに考えております。

こういうこともございますので、それぞれ地域特性も踏まえながら、県といたしましては、地域における農地の適正利用に向けて地域の話し合いを進めまして、担い手の明確化や農地集積に向けた理解の促進など、地域の合意形成に努めながら、地域における農地利用体制の整備に取り組んでいきたい

というふうに考えておりますし、先ほど御紹介もありました国のほうで農地中間管理事業等も出てきておりますので、そういった事業も活用しながら進めていきまして、もうかる農業の実現につなげてまいりたいというふうに考えています。

また、2点目の6次産業化等の取組でございます。

こちらにつきましても6次産業化、あるいは地産地消、ブランド化といったような取組を推進しております。

具体的には地産地消では、みえ地物一番の日のキャンペーンでありますとか、先ほど御紹介いただきました学校給食への地場産品の導入を促進するための加工品の開発でありますとか、あるいは学習教材づくりなどの取組、また6次産業化では、付加価値向上のための商品開発や加工販売施設の整備等への支援を行っております。

さらにブランド化につきましては、化学肥料や化学農薬の削減など、生産者の栽培のこだわりを消費者に伝えるためのみえの安心食材表示制度の普及拡大などに取り組んでおります。

朝日町においては、米やアヤヒカリなどの小麦を生産いたします生産者団体が、ブランド力の向上を図るために減農薬米でみえの安心食材の認証を取得するとともに、新興団地への顧客開拓などに積極的に取り組んでいらっしゃいまして、県では、これまでに農業改良普及センターがマーケティングや、あるいは商品のラインナップの充実といったようなところで研修等を開催いたしまして支援しているというところでございます。

今後引き続き、市町と連携を図りながら、地産地消、6次産業化、ブランド化の推進に努めまして、こうした地場産物の振興を通じまして、担い手や新規参入者が夢を持って農業に取り組めるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔30番 服部富男議員登壇〕

○30番（服部富男） どうもありがとうございました。ぜひまた朝日町のほう

へも県の職員の方、出向いていただいて、4年前と同じように御指導いただければありがたいかなというふうにも思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

はしょりまして申しわけございません。あと2分でございます。

この最後の首都圏営業拠点の問題であります。私もこの三重テラスに対しても、私がちょうど5年前、戦略企画雇用経済常任委員長をさせていただいているときに、このオープン、三重テラスに対しての予算づけも決定をさせていただいて、この三重テラスをこの4年間、見させていただきました。非常に業績も上げ、入込客数といいますか、来館者も非常に増えた、予想以上に増えたと。大体この4年間で270万人がこの三重テラスに来館をされたということも聞かせていただいております。非常に営業的なことも含め実績を伸ばしていただいているわけでございます。

しかし、この予算等、非常に厳しい状況の中で、来年度、平成30年4月1日、それからちょうど平成35年3月31日まで新しい事業主体がまた決定をされる。今までの現実にやっておられた方が立候補されておられますし、公募によって決定をされておるようにも聞いております。ここは要望にさせていただきたいと思うんですが、実際に私も何十回とこの三重テラスに行かせていただいて、2階のイベントホールの使い方に対して少し疑問を持っておりまして、実際、イベント等が行われなるときにはがらんとした一つのホールでありますし、そういったところにしっかりと三重県らしさの、そしてまた文化や歴史、伊勢神宮の遷宮もありました、もちろん伊勢志摩サミットもありました。そういったところの展示がされたのであろうかと思えますけど、まだまだ三重県にはすばらしい歴史や文化があります。そういったところの常設の展示をしていただければ、どなたが来ても毎日見れる、私が行ったときにちょうど偶然何もしてなかった状況が多かったものですから、非常に寂しい気持ちで帰らせていただいたことがありました。ぜひそういったことも要望させていただいて、今後の新しい三重テラスの展開に向けて知事先頭でしっかりとやっていただきたいと、このように思っております。

時間が参りましたので、私の一般質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 1番 芳野正英議員。

〔1番 芳野正英議員登壇・拍手〕

○1番（芳野正英） こんにちは。本日最後の質問となります、新政みえ、四日市市選出の芳野正英です。よろしくお願ひします。

今日はバッジをつけてきてまして、四日市市は今年市政120周年ということで、先月の11月に桑名市で行われました全国ゆるキャラグランプリで、四日市市のゆるキャラのこにゅうどうくんが4位になりましたので、ちょうど120周年に花を添えたかなと思いますが、自称新政みえのゆるキャラ、私、芳野もしっかりと頑張りたいと思いますので、質問はゆるくなく頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

まず、三重県における住宅政策についてを質問させていただきたいというふうに思います。

この県営住宅の整備計画について、まずお聞かせいただきたいと思うんですけども、今日、この質問をする住宅政策は、私はいろんな政策を福祉的な視点でいつも見ていってしまいますので、この住宅政策も福祉の視点から少し考えてみたいと思うんですけども、今回、三重県は三重県住生活基本計画というのを策定されまして、その基本方針4番のところで、住宅の確保に特に配慮を要する人の居住の安定の確保という項目を立てておりまして、この住宅の確保に特に配慮を要する人、これは住宅確保要配慮者というふうに政策的には呼んでおりますけれども、高齢者ですとか、あと障がい者ですとか、ひとり親の御家庭とか、三重県ですと外国人といった住宅を借りたいよと言っても、なかなか借りにくい方々が、結構断られてしまうということも多いというような方々に、どういふように住宅を供給していくかということ、ここをこの基本計画の一つの柱にしております。

この住宅確保要配慮者への住宅供給というのは、長く公営住宅が担ってこられたんだというふうに思っています。今、三重県でも県営住宅は、この基

本計画によりますと4045戸あって、市町営住宅が1万3245戸あるというふうに記載をされています。4045戸、4000戸余りの県営住宅のうち、居住しているのが2935世帯、大体4000戸あって3000戸、人が住んでいるんですが、そのうちの32.9%が高齢者、15%が母子世帯、9.2%が外国人ということで、その住宅確保要配慮者という方々がたくさんこの公営住宅には入られているわけです。

一方、三重県というのは、これも計画にもありますけど、1世帯当たり大体1.19軒家を所有しているということで、世帯の数よりも家の数のほうが多いということですね。家余りの状況に三重県はあるということです。

ですので、空き家率も15%という、全国は空き家率13.5%なんですけども、三重県はそれよりも高くして空き家率が15.5%。大体6.9万戸空き家があると。これも計画に記載されています。

こういう家余りの状況でありまして、民間住宅の中にも安い賃貸住宅というのが増えてきております。家賃で見ますと、公営住宅と民間のアパート等々と費用の差というのが少しずつなくなっているわけですね。

これをもって、この基本計画でも今後、県営住宅の新規の建築は行わないということと、老朽化が著しい県営住宅では、住みかえの促進を促して老朽化した県営住宅を統廃合していきましょと、こういうことを記載されています。

私は、その方向性というのはおおむね賛同できるんですね。そうすると、芳野、おまえ、福祉で考えるやないかと、県営住宅、本当になくしていいのかというふうにまた言われるかもしれませんが、これはその県営住宅は縮小して行って、市町営住宅、市町が取り組む住宅供給を充実させていくべきではないのかなというふうに思っています。

なぜならば、福祉というのは生活保護ですとか生活困窮者自立支援、高齢者、障がい者、各種の福祉政策の窓口というのは、市町が担うところでありますので、その窓口と住居の供給、ここの窓口はやっぱりリンクをさせていくということが必要なのかなというふうに思います。

です。この計画にも市町営住宅と県営住宅、同じような近接して存在している地域なんかもありますから、こういうところを一元化していきましょうとも書いてあるわけです。

ここで、まず質問なんですけれども、こういう老朽化をしていっている県営住宅、これも具体的に今後どこの県営住宅がそういう老朽化をしていって、具体的にこういうところは整理をしていきたいと思いますというふうな、具体的な県営住宅の再整備の計画というのをつくっていくべきじゃないのかなというふうに思います。この考え方について問わせていただき、またその県営住宅のそういう廃止をした用地は、民間の住宅、宅地の業者に売り渡しをして、そこを一体的に再開発をして、子育て世帯向けの住宅ということで売却をしていけば、子育て支援にもつながるのかなというふうに思いますので、こういった取組を進めるおつもりがあるのかをお聞かせください。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** 県営住宅の整備についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員からも御紹介がありましたように、平成29年3月に策定した三重県住生活基本計画では、県営住宅について耐用年限を超えるなど老朽化が著しいものは、統廃合に向けた取組を進めると定めております。

この基本計画の方針に基づき、老朽化が著しい17団地について、施設の廃止に向け入居者の募集を停止しておる状況でございます。

このうち、入居者がいなくなった2団地は、平成31年度までに売却や解体を行いたいと考えております。

残りの15団地については、現在入居者がいる状況でございまして、いつまでに廃止をするという具体的な計画を策定するのは難しいと考えております。廃止を予定している団地の入居者の皆さんに住みかえをお願いするなど、基本計画に基づく統廃合の取組を進めていきたいと考えております。

なお、廃止する県営住宅の敷地の処分につきましては、市町の土地をお借りしている場合と県有地の場合とでは処分方法が少し異なります。

敷地が市町の土地である場合は、建物の解体撤去や再利用についても市町と協議をした上で行っていきたくと考えております。

また、敷地が県有地である場合は、県において他の用途に活用しないものは、民間や地元市町に売却を行い、有効活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

いただいた中でいいますと、17団地あって、そのうち15団地はまだ一部住んでみえるということで、住みかえ促進を図っていくということでありまして、例えば静岡市なんかは、これ市営住宅ですけど、条例をつくって住みかえを促進するための条例というのがあるんですね。転居費用なんかの一部を助成して転居をしてもらおうというようなことを取り組んでいる自治体もありますので、またその点も研究をしていただいて、やっぱり2割ぐらいしか住んでない団地とか、県営住宅の場合、ちょっと正確には私も確認をしてみせませんが、居住者が比較的少なくなっているところというのは、逆に防犯的にも厳しいところがありますので、住みかえの促進を図っていただくということも、一つの再生の一步になるのかなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

公営住宅のほうの整理というところがありますが、その公営住宅と並んで今後の住宅確保要配慮者への支援の核になると思われるのが、新たな住宅セーフティネット制度と呼ばれるもので、ちょうど10月25日から施行が始まりまして、ちょっと制度を御紹介させていただきますけども、（パネルを示す）少し分かりにくい図かもしれませんが、真ん中の青い部分、3カ所、人が出てきていますけども、レーザーポインターで見ますと、この左下に賃貸人というのがあります。これ家主ですね。これですね。これは家を持っているオーナーです。このオーナーが、住宅確保要配慮の方々、高齢者とか障がい者の方々の入居を拒まない。うちは、そういう方を受け入れますよという

ことを登録してもらう制度が今、現にあります。都道府県に登録をすることになっているんですね。都道府県はホームページ等で、実は今、三重県もやってますけども、この住宅を登録してまして、ホームページ上に記載をしております。

そういう情報提供することで、この右下の要配慮者というのが高齢者ですとか障がい者、ひとり親、外国人の方々ですね。この情報提供を受けて、右側にあります居住支援協議会という都道府県等々がつくってますけれども、宅地建物取引業者とか皆さんと連携をして、この要配慮の方々を支援をして、何とか入居を拒まない登録住宅に入ってもらおうという、こういう制度をこれまでもやっていたのですが、これを改正をしまして、より強力に進めていこうということで、今は、この要配慮者の入居を拒まない、うちは受け入れてもいいですよという登録住宅なんですけど、これを要配慮者の専用住宅、要配慮者の方しか入れませんよという専用住宅をつくりますよ、こういう制度ができました。

それに手を挙げていただいた家のオーナーには、（パネルを示す）ちょっと見にくいんですけども、改修費、住宅を改修する費用をもちましょと。国が最大50万円まで、補助率3分の1で、例えばこういう共同のアパートも、今まで古かったアパートを障がい者用に、高齢者用にバリアフリーに改築するですとか、そこにお風呂、トイレを改築して、支援を受けながらバリアフリー化をしていく、そういうような改築費用を一部出ましょと、ここまで結構空き家対策にもなりますし、こういう要配慮の方々への住宅供給の仕組みになるということで進めていこうというふうに10月25日から始まりました。

ただ、これ、それ以前の登録制度のときは、これ旧制度ですけども、これ自体も三重県内の不動産業者の皆さん、余り知らないんですね。私も何人か不動産の仕事をしている方がいますので、そんな話をすると、ああ、そんな制度あるのというようなお話をいただいてまして、現実に今、三重県内で、これあんしん賃貸住宅という名前で三重県はやってますけれども、三重県住

生活基本計画の中に登録数、載っておりますけれども、1年半前の平成28年7月1日で、三重県内で579戸登録してもらってますよというふうに出てますけれども、そのうち8割以上の478戸が鈴鹿市に集中してます。

なぜか。これは後で聞きますけど。四日市市が61戸、亀山市18戸、名張市22戸。恐らくこれから少し増えてきているとは思いますが、最終的には平成37年までには、これ1200戸ぐらいにまで、この登録戸数を増やしたいというふうにおっしゃっているんですが、周知が全然進んでないんじゃないかなと。

これ見ていると、本当に鈴鹿市のみ、鈴鹿市の業者が頑張っているのかもしれませんが、ほかの地域に浸透していない。津市、松阪市、伊勢市、桑名市、こういうところはゼロというふうに計画上なっていますので、そういうところへの周知ですとか、今後のこのあんしん賃貸住宅をどう広げていくか、これ、国土交通省が今、取り組んでいくことですので、県として今まで十分浸透していないこの制度をどうやって拡充をしていくのか、このすべも教えていただければと思います。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水谷優兆） 要配慮者に対する住宅の確保について2点、御質問いただきました。順にお答えさせていただきます。

まず初めに、改正された、いわゆる住宅セーフティネット法の取組です。

この法律に基づく新たな取組として、先ほど御紹介もありましたが、住宅確保要配慮者向け住宅のリフォーム工事に対する改修費補助については、平成31年度末までは、国単独の直接補助となっております。県には、この支援を受けるための条件である住宅確保要配慮者向け住宅の登録に対応することが求められております。これにつきましては、既に条例を改正し、登録ができるようにしております。

次に、三重県あんしん賃貸支援事業についてです。この支援事業は、県と市町、居住支援団体及び不動産関係団体で構成された三重県居住支援連絡会が実施をしております。

支援事業の一つである三重県あんしん賃貸住宅の登録制度は、住戸面積などの登録条件がなく容易に登録できることから、住宅確保が困難な方に対して有効な情報と考えており、現行のまま継続をしていきたいと考えております。

現在の居住支援連絡会への参加は、四日市市、鈴鹿市など6市であり、登録実績は、先ほど御紹介もありましたが、最新の数字として、あんしん賃貸住宅603戸、協力不動産店が66店になっております。

登録住宅のうち、これも御紹介がありましたが、80%以上を鈴鹿市内の住宅が占めております。これは居住支援連絡会の発足以前から、市と関係団体が協力し、居住支援活動が行われていたことが要因と考えております。

三重県あんしん賃貸支援事業を充実するため、まずは居住支援連絡会に参加していない市町に対して参加の働きかけをしていきたいと考えております。そして、鈴鹿市の事例を参考に、居住支援連絡会の各団体の協力体制の強化に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

毎年、皆さん、セミナーを開いておられるわけですね。県土整備部の住宅政策課が主催となって居住支援フォーラムということで、この居住支援連絡会の取組ですとか、新たな住宅セーフティネット制度についての事業説明等をやるということで、今年も12月12日、（チラシを示す）来週火曜日に津市でやりますし、昨年とは何か四日市市でやられたということで、60団体ぐらいですかね。昨年やったときは90名を超える皆様に参加いただいたというふうにはホームページには書いてあるんですが、ちょっと聞いていると、四日市市でやって1年たっているけど、なかなか進んでないんじゃないかなというふうに思ってます。その居住支援連絡会に入っていない市町もあると思いますけども、既に入っている市町でも鈴鹿市は増えているんですけど、四日市市とかほかは増えてないというのは、もう少しその進め方、鈴鹿市がその居住支

援活動をずっとやってきたというのものもあるんですけど、この広報ですとか、そのそれぞれの不動産事業者に向けての周知の部分でも、もうひとつ弱いんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどう認識をされておられますか。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 結果としてそういう結果になっていますので、やはり周知の仕方も通り一遍のところでは今まではやっていたのではないのかなというところは一部反省をする点でございます。

それとあわせて、居住支援連絡会には参加していただいているんですけども、その横の連絡というの、参加しているけども一体としての取組というのは少し薄いのかなということのいろんな反省点の中で出てきておりますので、それらの取組に改めてよりよいというか、成果の出るような取組をやっていきたいと思っています。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○**1番（芳野正英）** 確かにこの制度は、本当に要配慮者の方々にとっては公営住宅と等しいような住宅に住めるということもありますし、空き家に悩むオーナーにとってみたら、特に今後、国の制度を活用すれば、改修の費用も出るかもしれないということですので、非常に双方にとっていい制度だと思います。ぜひその1200戸という目標を、これ平成37年と言わずに、もう平成37年と言えないですね、改元をしてしまいますから。わかりませんが、10年後に向けてと言わずに、早め早めにこの目標達成をして、さらなる戸数を増やしていただきたいと思うんです。

それに向けて一つ提案をさせていただこうと思うんですが、この三重県あんしん賃貸支援事業については、やみくもに皆さんやってくださいといっても、成果ってなかなか上がらないと思うんです。提案なんですけど、この県内には郊外型、丘陵地にあるような住宅団地というのがたくさんございます。大体50年以上のものもありますし、40年ぐらいの団地というのが増えてきておりますけども、こういう団地にある住居をターゲットとして、まずはそういう郊外型住宅団地で、このあんしん賃貸支援事業を各市町でやってくださいというような提案をしていったらどうなのかなというふうに思います。

これメリットは二つあります。

一つは、住宅団地というのは40年ものぐらいのちょうど今、空き家として活用しやすい住宅がこういう団地には多いと思うんですね。

あと、40年、50年たっているような団地の再整備ですね。今、ここも空き家が多くなって住む人が少なくなってきている、そういうところを活用する一つの方策になるんじゃないかなというふうに思うんです。

ここで一つクイズなんですけども、県内、三重県の初めての郊外型の団地、丘陵団地というのはどこか皆さん、御存じでしょうか。わかりますか、知事。わからないですよ。

これは四日市市にあります高花平団地というところであります。これは私の中学校区なんですけど、隣の小学校で、中学校は一緒だったんですけど、昭和37年、1962年ですから、今から55年前なんです。これ、三重県一番最初の郊外型の団地なんです。

その近くに笹川団地という津田議員のお住まいの団地があります。これももう間もなく50年になります。これも私の隣の小学校区だったんですね。

団地についてちょっと語らせていただきたいんですけど、私、結構団地に対する思い入れが強くて。というのは、私は団地に住んだことはないんですよ。団地の下の昔からの農村集落の出身なんです。小学校のときはあれだったんですけど、中学校になって団地の子と友達になって、団地に行くとやっぱり興奮するんですよ。やっぱり農村集落だとトイレは汲み取り式ですし、台所は突っかけ履いておくどさんみたいなところでやっていますし、野球するのも神社の境内地でやっていたんですけども、隣の高花平団地に行くと、商店街がずばっと整備されててスーパーがあると。当時、うちの小学校区にスーパーは1件もなかったんで、スーパーがあるわと思いましたし、整備された公園で野球ができる。家に入ったらトイレは汲み取り式じゃないですし、僕ら、大体田の字型の畳の部屋で遊んでましたけど、洋間にソファが置いてあると。団地の生活ってすごいなと思ったことが30年前の思い出でありますけども、それぐらい団地の生活って憧れだったのが、やっぱり我々が

二十を超えてから急速に団地が荒廃といますか、荒廃とまでは言えないんですけども、やっぱりちょっと廃れてき始めているという今、状況に、これ全国でなっていると思うんですね。

団地というのは、同じような時期に、同じような世帯の方がどんと入りますから、そのまま同じようにどっと成長していくんですね。ですから、高齢化もあつと言う間になるんですね。現に今、高花平団地は40%以上が65歳以上という、市内でもかなり高齢化率の高い地域になってきてしまっています。

ですから、この団地の再生というのを何としても政策課題として、これはまだまだ国も各自治体もやってきてないんですけども、今後の課題の一つだというふうに思うんです。

こういうところに、そのあんしん賃貸住宅ということで、しかも高花平団地みたいに市営住宅とか公営住宅が結構団地も併設されていますから、住む方にとってみれば、その住んでた公営住宅からこちらのあんしん賃貸住宅、普通の民間住宅にも移ってもらいやすいのかなと。先ほどの公営住宅の住みかえ支援という部分でも一つのメリットにもなるのかなと思うので、こういう団地のところを集中して、住宅セーフティネット制度を拡充すべきじゃないかというのが一つ目の質問、もう一点は、先ほどちょっと私が熱く述べた団地再生も、この三重県住生活基本計画の中にしっかり書き込んで、これ今後でいいんですけど、もしくはこの中にある三重県居住支援連絡会等々も含めて、やっぱり団地再生というのを、県庁の中でも議論して政策としてひとつ、まとめていっていただく時期に来ているのかなというふうに思うんですが、その点をお聞かせください。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水谷優兆） まず、郊外型団地への取組についてお答えをさせていただきます。

本県における空き家率は、平成25年調査では15.5%となっています。市町の調査によると、郊外型住宅団地の空き家率は、団地ごとに1%から9%というふうにはばつきはあるんですけども、平成28年3月時点では、おおむ

ね平均すると3%程度となっております。県全体の空き家率に比べ低い状況にはありますが、先ほど議員からも御紹介がありましたように、郊外型住宅団地は、同時期に同世代の方の入居が多いと考えられておりまして、空き家が急激に増加するおそれもあると思っております。

そのようなことから、郊外型団地に対する取組は重要であると思っております。

そこで、国、民間事業者、地方公共団体で構成する住宅団地再生連絡会議に参加をし、新しい住宅セーフティネット制度の活用方法でありますとか、郊外型団地に関する取組の先進事例などの情報収集に努めるなど、住宅セーフティネットの充実に取り組んでいきたいと思っております。

また、次の三重県住生活基本計画の策定に当たっては、郊外型住宅団地の空き家の状況など、それぞれの住宅団地が抱える課題を確認し、郊外型住宅団地の再生に必要な対策を反映してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。なかなか前向きに答弁をいただいたかなというふうに思いますけれども、ただ先ほど住宅団地の空き家率3%程度、その前には1%から9%あるとおっしゃってましたけど、団地も様々なので、本当にここ10年ぐらいでできた団地ですと、確かにおっしゃるように1%なので、私が言うのはやっぱり40年以上たっているような団地です。ここに集中してやっていくということですので、10%ぐらいは空き家があるのかなと思いますので、そういうところ、集中をして、このあんしん賃貸住宅、要配慮者に向けた住宅の改良を、ここを中心にやっていくということをぜひお願いをしていきたいと思います。

この各市もそれぞれの団地問題、これからかかわってくると思いますので、ぜひ市町と連携をして、そういう団地問題対策の連絡会議みたいなのをぜひ県内でも立ち上げていただくようにお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。犯罪被害者支援の取組についての質問をさせていただきます。

これは平成28年3月4日に今、議長席にお座りの水谷隆議員から一般質問された中身でもございます。それを受けて質問をさせていただこうと思うんですけども、犯罪被害者の権利ですとか支援、こういったことは地下鉄サリン事件が契機じゃないかというふうに一般的には言われてますけれども、本当に最近なんですね、犯罪被害者への支援というのは。

平成16年12月1日に議員立法で犯罪被害者等基本法というのが成立をされました。それを受けまして、国のほうでもこの基本計画というのをつくっておりますし、あとは国民への周知ということで、毎年11月25日から12月1日までが犯罪被害者週間というふうに定められております。ちょうど先週、その週間だったわけでありましてけれども、そこに合わせて例えば三重県内でも鈴鹿市のハンドボールチームの三重バイオレットアイリスが、県警の職員の皆さんと一緒にショッピングセンターで周知活動をしていただいたということも新聞で拝見をさせていただきました。そういう告知ですとか周知の広報活動もしっかりしていただいておりますし、昨年の水谷議員の質問に対する答弁でも、警察本部でも被害者支援室があったりですとか、各警察署にも犯罪被害者支援の担当職員の方も配置をしていただいているということをお聞きしました。

さらに、三重県では、公益財団法人みえ犯罪被害者総合支援センターということで、これ会報ですけれども、（現物を示す）これがありまして、ここは特に中心的に取り組んでいただいているのかなと思うんですが、この会報、今年度のを読ませていただくと、相談件数も前年よりも128件増えて、670件になってきているという、非常にこの犯罪被害に対する相談の需要というのが年々増えてきているんじゃないかなと思っています。

これは、このみえ犯罪被害者総合支援センターの中には、性犯罪の相談支援のみえ性犯罪被害者支援センターよりも入っておりまして、性犯罪被害が219件の相談と一番多いということですので、よりこを併設したというこ

との増もあると思うんですけども、そこも犯罪被害者支援でありますので、総じてやはりこの被害の相談、それからそれに対する支援の要求というのが非常に増えてきているんだろうなというふうに思っています。

ただ、その相談も午前10時から16時までで、平日のみで土日祝祭日は除かれてしまうと。これはなかなか現行体制というのでは難しいのかもしれませんが、今、高まってきていますこういう犯罪被害に対する支援の要望にかかわって、今後も相談体制の充実を図っていくべきではないかということもありますし、また県警職員の皆さんは日ごろから、特にこの犯罪被害に遭われた方々と接することも多いと思いますので、そういう対応のためにも、県警の職員の方への研修というのはどういうふうに取り組んでいるのか、この点をお聞かせいただきたいと思います。

〔難波健太警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波健太） 犯罪被害者支援の取組ということで、警察職員への研修の充実、それからみえ犯罪被害者総合支援センターの相談体制の拡充といった取組について御質問いただきました。

まず犯罪被害者、それからその御遺族、御家族、こういった方々は犯罪によって身体的、精神的、または経済的に直接的な被害を受けるだけではなく、様々な二次的被害を受ける場合があるということで、警察では、犯罪被害者と接する全ての職員が必要かつ適切な支援を行えるよう研修の充実を図っているところでございます。

具体的には、警察本部の被害者支援室による各警察署などに対する巡回業務指導に加えまして、県の警察学校においても採用時教養、それから昇任時教養のほか、各種の専科教養のときに犯罪被害者支援に関する授業を行っておりまして、犯罪被害者などの置かれている立場や、その心情に配慮した事情聴取の重要性などを十分に理解させるように取り組んでおります。

また例年、みえ犯罪被害者総合支援センターと共同で開催しております犯罪被害者支援を考える集い、こちらにも新規採用の警察職員を参加させるなど、広く研修の機会を設けているところでございます。

今後は、こうした研修を引き続き行うことに加えまして、犯罪被害者の方による警察職員を対象とした講演会の開催のほか、臨床心理士によります支援担当者を対象といたしました犯罪被害者の心理状態に応じた対応要領、あるいは被害直後に陥りやすい心理状態への配慮などといった専門的な研修の充実に努めまして、警察職員の犯罪被害者支援への理解をさらに深めてまいりたいと考えております。

次に、みえ犯罪被害者総合支援センターでは、現在、事務局長以下7名の職員とボランティア支援員12名が支援活動に当たっておりまして、警察からは警部1名を派遣しているところでございます。

同センターでは、カウンセリング等の研修を受講した職員やボランティア支援員が犯罪被害者などからの相談に当たっておりまして、先ほど議員からも御紹介ございましたけれども、平成28年度の相談件数は、約670件と前年と比べて約130件増加したところでございます。

同センターにおきましては、これらの相談に対しまして、支援を必要とする方の状況に合わせて、犯罪被害者などの警察、病院などへの付き添いといった捜査過程での支援や、官公庁の手続への付き添いといった日常生活のサポートなど幅広い支援を行っております。

また、同センターでは、このほかにも警察と連携をした命の大切さを学ぶ教室の開催など、犯罪被害者支援に対する県民の理解を深めるための活動を行っておりまして、議員からも御指摘がありましたけれども、こういった相談業務を含めた総合的な支援体制の拡充が求められているというふうに認識をしております。

警察といたしましては、今後とも、同センターの支援活動に協力するということで、同センターの負担をできる限り軽減をするほか、警察職員の同センターへの派遣、また同センターのボランティア支援員の養成研修への支援、それから同センターとの協働によるボランティア支援員の募集活動などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） 御答弁ありがとうございます。

本当に、みえ犯罪被害者総合支援センターのボランティアの皆さんも取り組んでいただいていると思います。私、先ほど相談の時間が10時から16時ということでお話をさせていただきましたけど、実際、相談員の方々が付き添いをされるのは、こういう時間外でもされていると思いますので、本当にその部分では敬意を表したいなというふうに思っております。本当にボランティアの皆さん、職員の皆さんの御努力で今取り組んでおられるのかなと思いますけども、やはりその支援センターの予算というのが3500万円ぐらいで今、運営をされているというふうに、このニュースレターでも書いていただいています、やはりこの充実、公的なお金を入れるだけじゃなくて、それに対する協賛会員とか賛助会員、これ企業も個人もありますので、私もこれから入っていかなあかんと思うんですけど、正会員になるとか、それから企業の寄附を募集していくということも必要ですので、また知事も知事の発信力でいろんな場面で、そういう企業に向けての支援のお願い等々、これまた本部長も含めてお願いをしていきたいなと思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

こういった県警、それから警察本部やみえ犯罪被害者総合支援センターだけでなく、県庁、さらには市町の担当職員の皆さんへの周知といったこともあると思います。

先ほど二次的被害ということをおっしゃっておられましたけども、いろいろ二次的被害というのはあると思うんです。性犯罪に対しての例えば望まれない妊娠なんかも二次的被害という場合もありますけれども、実は行政窓口での対応が二次的被害になっているということも、犯罪被害者の方々の手記なんかを読ませていただくとあります。

これは本県ではないんですけども、例えばひとり親家庭の申請に行くときに、お父さん、どうして亡くなられたんですかみたいなこととか、お父さん、おられるんですかとか、離婚ですか、それともみたいな話を聞かれる。

これは職員にとっては必要なことを聞かなあかんのだと思って聞いてるんですけども、そのときに相手の方が犯罪被害に遭われたかどうかという情報は共有されてないときに、そういうところで傷ついてしまうですとか、数年後に、例えば子どもがまだ乳幼児だったんだけど、小学校に上がる時も、またそういうことで話をしたときに、数年たっているのに、その引き継ぎがなされてなくて、やはりそういったぶしつけなど言ったらあれなんですけども、質問に遭ってまた悩まれたりするということもあると思います。

こういう部分を防ぐためには、やはり行政の職員、窓口の皆さん、これは県も市町ですけども、研修がやっぱり必要なのかなというふうに思っておりますので、こういう研修の充実ですとか、あとは臨床心理士というのは、今、警察本部もそうですけど、こういう行政機関でも必要な専門性を持った方々ですので、こういう相談員を充実させるべきじゃないかなというふうに思っています。

これに合わせて、（パネルを示す）やっぱりこの犯罪被害者の支援を条例化する必要があるのかなというふうに思っています。

お手持ちの資料、配らせていただきましたけども、犯罪被害者の支援条例というのが全国できております。

済みません。これ一番上に特化した犯罪被害者支援条例という名前で名乗っている都道府県は、実は佐賀県も入りましたので九つです。今年の4月に制定をされましたので、九つになりました。

今、大体28府県で特化した犯罪被害者支援条例、もしくは安全安心な県づくり条例みたいな条例、これ三重県にもありますけど、そこの1条項として入っていたりするものが28あります。こういう条例制定のない都道府県は19都道府県で、うち市町に犯罪被害者支援関連の条例があるというのが12都道府県、県にも市町にも、この犯罪被害支援の条例がないというのがわずか7県で、三重県もここに入っておるわけであります。

こういう状況でありますし、2年前なんですけど、議会事務局でも調べていただいた、この政策法務レポートでも各都道府県、条例を制定した都道府

県に聞き取りをしていただいております。

そうすると、やはりこの条例を制定したことで県全体が犯罪被害者支援の運動、機運が醸成をされてきたとか、各市町の担当者の方々への周知が図れるようになってきたとか、そういったプラスの効果、さらには継続性、今、各都道府県でも支援の計画をつくっていただいておりますけども、これはあくまでも行政の支援計画でありますので、法的な担保をされたものではない。もちろん、法律がありますのであれなんですけど、条例としてやはりしっかりと担保をとっていききたいためにも、条例化を検討すべき時期に来ているのかなというふうに思っていますが、この点について答弁をいただきたいというふうに思います。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 犯罪被害者支援にかかる一つとしては、まず行政職員、窓口の充実と、それから条例を制定すべきではないかという御質問をいただきました。

犯罪被害者等への支援につきまして、県では犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえ、警察本部、教育委員会など県の関係部局で構成する三重県安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議において、各部局間で情報を共有しながら、総合的な取組を進めております。

また、市町との連携等につきましてですが、犯罪被害者等支援施策の推進にかかる情報提供のため、市町担当者を対象に犯罪被害者等支援施策市町担当者会議を開催しております。この会議では、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターからその役割や活動状況について御説明をいただき、被害者支援のあり方、あるいは連携の必要性などについて御理解いただいております。

また、県が取りまとめております支援関連事業に関する資料を提供いたしまして、情報共有、意見交換などを行っております。

このほか、内閣府や警察庁からの通知、他県での取組状況等の情報は各市町にメール等で随時提供しております。

さらに、県といたしましては、平成29年1月に策定いたしました安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラムにおいて、犯罪被害者等支援を重点的なテーマの一つと位置づけ取り組んでおり、犯罪被害者等支援への理解を促進するための県民への普及啓発、市町との情報交換、そしてみえ性暴力被害者支援センターよりこの利用促進を進めておるところでございます。

御質問にございました犯罪被害者支援のための条例につきましては、今後も、国の動き、あるいは他府県における条例の内容、またその効果、それから県内市町の取組状況などをよく今後も研究をして見極めた上で、また関係者の声も勘案しながら、検証等を進めていきたいと考えております。

また、国におきましては、犯罪被害者等基本計画の推進に関する事務が平成28年度に内閣府から国家公安委員会へ移管されたことも踏まえ、このみえ犯罪被害者総合支援センターを所管する警察本部とも十分に相談しながら進めてまいりたいと考えております。

答弁、以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） 私、井戸畑環境生活部長は初めて質問させていただくので、人となりというか、答弁のニュアンスがよくわからないんですけれども、私の中ではちょっと寂しい答弁やなと思いました。

やっぱり今後の研究を続けていく段階はもう過ぎたかなと。先ほど示させていただいたように、既に9県では、この犯罪被害者支援条例という名前で明記をして条例化をされています。これは、もちろん多くは犯罪被害者等基本法を準拠した形でつくられていますので、法律があるんで条例も要らないんじゃないかというふうなお答え、お考えもお持ちの方がまだおるのかもしれないけれども、先ほど言いましたように、都道府県でそのかくかくの計画をやって、具体的に支援施策をやっていきますよ、だから大丈夫ですというのではなくて、やっぱり県として明確に犯罪被害者支援に取り組むんだという姿勢を私は示してほしい。

特に三重県は一つも各市町に条例がないんですね。岡山県は平成23年に条

例をつくったんです。そしたら、ほかの市町も、うちもつくらなあかんと
いって、1年後の平成24年4月1日には27市町村全部に犯罪被害者支援条例
ができたんですよ。秋田県は、犯罪被害者支援の取組を独自にやろうとい
うことで、6月30日を犯罪被害を考える日という、犯罪被害者週間と別に、し
かもちょうど6カ月後、忘れかけたころにというわけじゃないですけど、6
月30日に犯罪被害を考える日というふうに取り組んでやっているんですね。

やっぱりもうその研究とか国の動向とかという時期は過ぎていると思うん
ですけども、いかがですか。まず検討に入るということをしていただかなければ、何やったら県議会で作くってもいいなと僕は思ってるんで、力を入れて
もし県が余りにも動かなかつたらやろうと思うんですけど、どうですか、
部長。具体的に。

○**環境生活部長（井戸畑真之）** 最近の各県の取組の状況の調査におきましても、条例に基づいて施策を進めているところと、当県のように計画とか方針をつくって進めているところ、2種類ございます。また、それぞれやっていると都道府県の状況などを聞きながら、当然条例をつくったほうがより効果的だということになれば、我々もその辺は前に進めていきたいと考えておりますので、今しばらく勉強する時間をつくらせていただきたいと思います。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○**1番（芳野正英）** うちの息子も最近、勉強する、勉強すると言ってあんまり勉強してないんですよ。

知事、どうですか。この犯罪被害者支援条例、ぜひお願いします。

○**知事（鈴木英敬）** 今、井戸畑環境生活部長はちょっと遠慮気味に申し上げましたけれども、例えばみえ性暴力被害者支援センターよりこを設立するときに、我々より先行して、この性犯罪の被害者支援センターをつくっていたのが10ちょっとありました。それをかなり丁寧に研究して、じゃ、こういう形なら、うちだったら医療と連携しているというのが一つの特徴ですけども、こういう形ならやっても、いろんな税金を投入しても意味があるよねと

いう材料をみんな、彼ら集めてきたわけですね。

なので、勉強と言いますが、最終的にやるかやらんか、それはもちろんちゃんと調べてからになりますけども、そういうのを含めて検討と捉えていただいて、ちゃんと条例とかの成果とか効果とか、そういう計画だけでは本当はだめなのか、そして議会の皆さんにコミットしていただいた形の条例がいいのかどうかを含めて、勉強と言いましたけども、しっかり検討させていただくと。

でも、それはやるかやらないかは検討した結果ですからということで、御理解いただければと思います。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） 今、検討に入ってしまったということと、知事の答弁を信じたいと思います。部長も勉強する、検討すると言っていたとるので、必ずそこは成果として形に出していただきたいと思いますので、時期的な部分、ちょっと時間ないので余り押せませんが、しっかりと検討して前へ進めていただきたいというふうに思っています。

もちろん、条例ができたからといって全てがハッピーなわけではないので、そこはわかります。実際の計画もあって進めていくということなので、ぜひそこは前向きに、早急にやっていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

じゃ、3点目のもうかる農業についての質問に移らせていただきます。

これも今年度の6月16日に三谷議員が質問をして、もうかる農業というのが本当に県のもうかる農業という部分に力が入っているのかということですね。特に買う側の視点を入れたほうがいいんじゃないとか、指標に関しても農業所得を成果指標にすべきだというような質問をされておりました。

このときの質問は成果レポートに基づく質問だったんですけども、その成果レポートのもとになる、この農業の基本計画でもあります三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画、ここをちょっと見ますと、この中でも基本目標の指標こそは、農業産出総額として平成31年度、再来年度に

1160億円の農業生産額を目指すというふうに書いてもうとるんです。

これはいいんですけども、じゃ、その具体的な取組をしようという基本事業のマネジメント参考指標になると、いきなり米、小麦、大豆のカロリーベースの自給率を目標にしたらとるんですね。せつかく総額として農業算出額、こっだけ出しますと言うとって、三重県は特に水田農業を充実させたいんで、やっていきましょうというのに、いきなりカロリーベース77%、がくつというような、ここをもうかる農業と銘打っている以上、やっぱり指標を具体的な数値として設けるべきじゃないかなと思っています。

特に、生産だけでなく、流通、販売も見据えた指標を設定する必要が私はあるんじゃないかなと思います。

知事も先ほどIターン、Uターンのときに、広島県と一緒にIターン、Uターンをやると言っていましたが、本当に広島県知事と仲がよろしいと伺ったりしているんですけど、この広島県が、私もいろんな都道府県の農業計画を調べておきました。ばあっと。全部じゃないんですけど。（現物を示す）一番おもしろいのが広島県でして、これアクションプログラムという行動計画の中には、広島県はレモンに力を入れていますので、レモン22億円産地計画とか、広島県といえばお好み焼きですから、お好み焼きといえばキャベツ、キャベツ16億円産地計画、アスパラガス10億円産地計画とか、具体的なこの農産物で我が県、売っていくんだという明確な指標を出してますし、さらには、そのうちの何トンはスーパーに売る、何トンは飲食店に売るという、この具体的に細かいどこへ売っていくかという売り先の計画までしっかり立ててやっているんですね。

やっぱりこういう特出しをしたわかりやすい算出をして、本当にこれやっていけば、我々農業者ももうかっていくんだなということがわかるような指標をつくらせていただきたいなというふうに思います。

産地づくりという点では、この三重県の基本計画のほうでは、地域活性化プランという各産地ですとか地域で、それぞれのうちはこれを売り出すんだというのを自分たちが自発的に提案をして、それがよければ支援をしていく

という取組をされています。これは知事が言っている協創の発想、ここにもあると思うんですね。地域づくりとして、そういうふうなボトムアップ型の産地づくりをやっていこうと、その取組はすごくいいと思うんですけども、じゃ、この産地の地域活性化プランですね。これ増加をしていくためには今後どういうふうな取組をしていくのか、この地域活性化プランについて、継続的にはどういうふうな支援を、（現物を示す）この基本計画が終わるまでにどういうふうな計画が続いていくのか、その後もどういうふうな支援をしていくのか、こういうところを少し御答弁いただきたいというふうに思います。

〔岡村昌和農林水産部長〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、特定の品目を定めて生産、流通、販売を見据えた指標も含めた戦略的な振興という点と、それと地域活性化プランの今後の方向ということで、2点、御質問いただきましたので、順次、御答弁申し上げたいと思います。

まずは、品目ごとの計画策定等の取組についてでございますけども、現在、米、麦等の水田作物については、新しい三重の米戦略というものを策定しておりまして、高品質化や低コスト化など生産面の取組や県産米のブランド力の向上、また新たな販路開拓に向けた体制づくりなどを流通、販売面の取組をJA等の関係団体や事業者と協力しながら進めているというふうな状況でございます。

園芸作物につきましては、県域全体で一つの計画というわけではないんですが、各地域の産地ごとにJA、市町、県が連携する中で、例えばトマトとかイチゴとかキャベツ、ネギなどの37産地が野菜産地強化計画をつくっておりまして、また、かんきつ、柿、梨などの15産地が果樹のほうですけども、果樹産地構造改革計画をそれぞれ策定いたしまして、消費者のニーズに対応した生産や販売力の強化など、産地の状況に応じた取組を進めているというふうなところでございます。

こうした取組を進める中で、水田作物では、例えば結びの神といったよう

なブランド化に向けたPRなど様々な取組を進めておりまして、生産も順調に拡大しているというところでございますし、また小麦につきましても、県産小麦を使った伊勢うどんをはじめとしまして、実需と結びついた商品づくりの取組などを行いまして、作付面積は全国5位まで拡大しているというふうなことでございます。

さらに、園芸作物では、植物工場の導入によるトマト産地の拡大、あるいはキャベツ等の加工業務用野菜やネギの産地形成が進むとともに、かんきつなどでは輸出に向けた取組が行われているなど、産地の強化につながっているというふうに考えております。

県では、もうかる農業の実現に向けまして、こうした計画に基づく各産地の取組を引き続き支援していきたいというふうに考えておりますが、先ほど御提案ありました品目を定めて、生産、流通、販売のステージごとの目標も含めて、それも示しながら県域など広域的な範囲で戦略を策定していくということにつきましても、これも各産地が連携した着実な取組を効果的に促進していけるものであるというふうに考えますので、今後JA等関係者の御意見も伺いながら検討していきたいというふうに考えています。

それから、地域活性化プランにつきましても、先ほど御紹介いただきました条例に基づいて進めているということでございまして、地域自らが課題を分析し、その解決に向けた地域の主体的な活動について、プランの策定から実践までを市町やJA等の関係機関と連携しながら支援していく取組ということでございまして、これまでに県内各地で319のプランが策定されているというところでございます。

策定されたプランに対しましては、策定団体が設定しましたおおむね3年から5年が多いんですけども、その目標時期まで県や市町、JA等がチームを組んで、例えば技術支援でありますとか販売や加工業者とのマッチングなどのサポートしていくこととしておりまして、必要に応じまして、その後のフォローアップも継続して行っているというところでございます。

今後とも、こういった取組も重要かと考えておりますので、農業、農村の

活性化に向け、こうした地域の取組を支援していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） またしても検討の壁にちょっと敗れる部分もありますが、しかし、少し前向きに言うてもうとるのかなと思います。

特にやっぱり農業政策は産業政策なので、先ほども地域活性化プラン、私、これは取組としてはすごくいいと思うんです。やっぱりボトムアップ型ですから。逆に、産地でこの農産品をやるぞというのはトップダウン型なので、地元の産地が受け入れなければ、なかなか難しいと思うんです。JAもそれをどう考えるか、これ協議が必要やと思うんで、県だけでこの品目をというのは難しいと思うんですけど、少量多品種にちょっとなり過ぎてしまう嫌いがあるかなど。今、37の産地、これ品目を合わせているところもあると思うんですけれども、そういう部分でやっぱり例えばネギなんかもちょうど新聞で、（資料を示す）27日の中日新聞で津でもネギ産地が新しくできたというのがありましたけど、これもまだ1ヘクタールなんですね。作付面積が。やっぱりこれでは産地としては弱いんで、やっぱりそれを強力にやるべきだと思いますし、小麦も今、作付面積5位と言いましたが、生産量でいうとまだ8位なんですよ。これ、今、大体2万トンですね。2年前に2万トンで最高の収穫量でしたけど、これ3万トンとれば全国4位なんですよ。収穫量でいきますと。

こういうふうに、例えば3万トン達成プランとか伊勢うどんの小麦の製麺業者とも連携ができていけるんで、そういう部分でのしっかりとした方向づけ、目標をぜひ早期につくっていただきたいというふうにお願いをして、そして最後にもう一回、やっぱり犯罪被害者支援条例、ぜひこれを前向きに検討していただくことをお願いして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（水谷 隆） お諮りいたします。明5日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水谷 隆） 御異議なしと認め、明5日は休会とすることに決定いたしました。

12月6日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（水谷 隆） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時2分散会